

# 大学院スポーツ学研究科

## 教育研究上の3つのポリシー

### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科は、常に誠をつくし、ひとの立場に立って考え行動することができる忠恕の心を培うとともに、以下の能力を身に付けた学生に学位（修士（スポーツ学））を授与する。

#### スポーツに対する関心・意欲

社会やスポーツにおける多様な課題やニーズを自ら発見し、その解決やニーズの実現に向けて主体的に取り組むことのできる態度を有していること

#### 知識・技能

スポーツに関する環境的理解及びスポーツ学に係る学術的理解を基盤に、専門的な知識・技能を身につけることによって、社会やスポーツを取り巻く現状を深く理解し、スポーツにおける高次の課題を解決できる力やその力で社会における課題も解決できる力を身につけていること

#### 思考・判断・表現

社会がスポーツに求めている多様な課題やニーズを理解したうえで、スポーツが持つ新たな価値の創造・発展に寄与し、よりよい解決策を提案して実行できる能力を身につけていること

#### 学びに向かう力、人間性など(主体性・多様性・協働性)

多様化・複雑化する社会において、スポーツの発展に伴う課題やスポーツが社会に寄与できる課題等を発見し、多種多様な人々と人間関係を構築して課題共有し、協働して解決のために貢献できる能力を身に付けていること

### ○教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本学スポーツ学研究科では、豊かな教養と高度な専門性、課題解決能力を育成するために、以下の科目群を設ける。

#### スポーツに対する関心・意欲

社会やスポーツにおける多様な課題やニーズに関心を持ち、新しいスポーツ文化の創造・発展に意欲を持って、主体的に関わることのできる力を培うために、特論科目群を開講する。

#### 知識・技能

社会やスポーツの現状を深く理解するための高度な知識や技術を身に付け、スポーツにおける高次の課題を解決できる力やその力で社会における課題も解決できる力を培うために、演習科目群、スポーツ学研究法を開講する。

## 思考・判断・表現

社会がスポーツに求めている多様な課題やニーズに対する自分の考えを的確に伝えることができ、それらの解決に向けて適切な判断ができる力を培うために、特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、修士論文および特定の課題に関する研究を開講する。

## 学びに向かう力、人間性など(主体性・多様性・協働性)

多種多様な人々と協働しながら、主体的にスポーツの発展に伴う課題やスポーツが社会に寄与できる課題等を解決できる力を培うために、スポーツフィールドプラクティカムを開講する。

## ○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学スポーツ学研究科では、入学後の教育を踏まえ、以下のような人の入学を求めている。

### スポーツに対する関心・意欲

- (1) びわこ成蹊スポーツ大学の建学の精神とそれに基づく上記の教育目的を理解し、「人間力」を備えた人に成長しようという意欲を持っている。
- (2) 社会やスポーツにおける多様な課題やニーズに関心を持ち、新しいスポーツ文化の創造・発展に向けて、スポーツや社会に貢献したいという意欲を持っている。

### 知識・技能

- (1) 大学院で履修する学びについて、内容を理解し、基本的な知識を身につけている。
- (2) スポーツに関する専門的な知識や技能を身につけている。

## 思考・判断・表現

- (1) スポーツの学びを通して必要な情報を収集し、知識・技能を適切に組み合わせて問題を解決していくために必要となる応用的な思考力を身につけている。
- (2) 伝える相手や状況に応じた表現で自分の考えを的確に伝えることができる。

## 学びに向かう力、人間性など(主体性・多様性・協働性)

- (1) 主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考のプロセス等を客観的かつ俯瞰して捉える力などを身につけている。
- (2) 社会やスポーツを通して、多種多様な人々とも協働しながら、主体的に学びを深めていこうという態度を身につけている。

# I 履修の手引き

大学院における学修について

- 1.教育課程の概要
- 2.履修計画に関する諸条件
- 3.授業科目一覧
- 4.授業
- 5.履修
- 6.試験
- 7.成績
- 8.GPA 制度
- 9.教育職員免許状

# 1. 教育課程の概要

## (1)教育課程（カリキュラム）

教育課程（カリキュラム）とは、本学の掲げる教育目標を達成するために必要な科目を開設し、体系的に編成されたものです。授業科目は、「共通科目」と「専門科目」に大別されます。「共通科目」は、修士論文を作成する上で基盤となる先行研究や最新の研究などについて学ぶ科目です。「専門科目」は、院生の学力水準を高める母体となる学びの部分であり、大きくしっかりした土台の上に成り立った実践力・研究力を養う重要な科目です。

## (2)教育課程の特色

本学の教育課程の特色として以下の3点が挙げられます。

### ① Semester制

科目選択の機会を増やし、学習内容を充実させる観点から、Semester制(2学期制：前期／後期)を導入しています。各授業科目は原則1学期約14週間で構成され、成績評価を行います。

### ② スポーツフィールド・プラクティカムの重視

高次の問題解決能力を身に付けた人材を育成するために、本研究科の特長であるスポーツフィールド・プラクティカム(1年次 前期)の必修化を中心に据えた実践重視の内容としています。

実習先としては県スポーツ協会・県教育委員会・スポーツ関連企業スポーツクラブ（プロ又はアマチュア）などと連携し、早期から院生と指導教員・実習先の担当者との連携を密にすることにより、現場で実践を積みみます。研究してきた理論と合わせて、修士論文を作成（課題解決能力の育成）します。

### ③ 授業科目講義概要(SYLLABUS)の活用

授業科目講義概要(SYLLABUS)には、授業内容、授業計画、達成水準、評価方法等が記載されていますので、これを活用することによって効率的に学修することができます。

## (3)分野の概要

研究科には、次の分野が設けられています。各分野では、生涯にわたりスポーツを楽しむ人々をサポートする、競技としてのスポーツに関わるための高度な理論を学び、実践力を身につけます。各自の職場・組織及び社会の状況下で、現実を改善するために何ができるのか、現場、状況の問題点を明らかにし、解決の方法を示せる能力を養成します。さらに、最新の理論と実践力を身につけるに止まらず、より広い枠、視点から分析的に捉える能力を養成します。

## 各分野

学校スポーツ分野	学校教育における保健体育教育のスペシャリストとしての人材を育成します。
コーチング分野	コーチングスタッフ・スポーツコーチを目指す人材を養成します。
トレーニング・健康分野	競技スポーツトレーニングを実践できる人材を養成します。
スポーツ情報戦略分野	次代のスポーツ文化を担うアナリストを目指す人材を養成します。
野外スポーツ分野	野外教育における指導者を目指す人材を養成します。
地域スポーツ分野	地域のスポーツ活動の指導者及び学校以外における生涯スポーツ活動のリーダーを目指す人材を養成します。
スポーツマネジメント分野	スポーツ産業界においてスポーツビジネスを目指す人材を養成します。

## 2. 履修計画に関する諸条件

### (1) 修了判定

修了に関する履修上の要件を満たし、必要な単位数を修得し、修士論文の審査および口頭試問による最終試験に合格した者は、研究科委員会の議を経て修了が認定されます。修了判定の結果は3月中旬に通知します。履修上の要件を満たせず、修了に必要な単位数が取得できない場合は、留年となり、引き続き在学することになりますので、早めに指導教員等の指導を受けるようにしてください。

### (2) 修了のための条件

本学を修了するためには、以下の3つの条件があります。

#### ① 修業年限

大学院の修業年限は2年間です。在学年限は休学等の特別な事由を除いた4年間です。

#### ② 修了に必要な単位数

修了するためには、カリキュラム表(次ページ)に基づいて、修了に必要な単位(合計30単位以上)を修得しなければなりません。修了に必要な単位は下表のとおりです。

科目区分		科目名	単位数
必修科目	共通科目	スポーツ学研究法	2単位
		特別研究Ⅰ～Ⅳ	計8単位
		アカデミックイングリッシュ	2単位
		スポーツフィールド・プラクティカム	2単位
選択科目	専門科目	特論・演習	計16単位以上
合計			30単位以上

※指導教員の担当する特論・演習を必ず修得すること。指導教員の担当する特論・演習がない場合は、指導教員の指示する特論・演習を修得すること。

#### ③ 特別研究Ⅰ～Ⅳ

1年次前期から2年次後期まで修士論文作成のための特別研究Ⅰ～Ⅳを受講し、修了年次には、修士論文を提出しなければなりません。修士論文のテーマおよび方法については、指導教員の指導を受けてください。

※別途お知らせします。

### (3) 単位制

開講されている授業科目には、それぞれの単位数が定められており、単位を修得するためには、所定の時間を学修し、試験やその他の方法により合格と判断されなければなりません。

### (4) 単位の計算方法

単位の計算方法は原則として次の基準に従います。

授業方法	授業時間	単位数
講義・演習	30時間 (1コマ100分X14週)	2単位
実習	30時間 (1コマ100分X14週)	1単位

### 3. 授業科目一覧

科目区分	科目名・単位数	配当年次	単位数		授業形態		
			必修	選択	講義	演習	実習
共通科目	スポーツ学研究法	1	2		○		
	特別研究Ⅰ	1	2			○	
	特別研究Ⅱ	1	2			○	
	特別研究Ⅲ	2	2			○	
	特別研究Ⅳ	2	2			○	
	アカデミックイングリッシュ	1	2			○	
	スポーツフィールド・プラクティカム	1	2				○
	小計（7科目）	—	14	0	—		
専門科目	スポーツ文化論特論	1		2	○		
	スポーツ文化論演習	1		2		○	
	発育発達特論	1		2	○		
	発育発達演習	1		2		○	
	地域スポーツ特論	1		2	○		
	地域スポーツ演習	1		2		○	
	野外スポーツ特論	1		2	○		
	野外スポーツ演習	1		2		○	
	学校スポーツ特論	1		2	○		
	学校スポーツ演習	1		2		○	
	健康教育特論	1		2	○		
	健康教育演習	1		2		○	
	臨床スポーツ医学特論	1		2	○		
	臨床スポーツ医学演習	1		2		○	
	スポーツマネジメント特論	1		2	○		
	スポーツマネジメント演習	1		2		○	
	トレーニング科学特論	1		2	○		
	トレーニング科学演習	1		2		○	
	コーチング特論	1		2	○		
	コーチング演習	1		2		○	
	スポーツ栄養特論	1		2	○		
	スポーツ栄養演習	1		2		○	
スポーツ心理特論	1		2	○			
スポーツ心理演習	1		2		○		
スポーツバイオメカニクス特論	1		2	○			
スポーツバイオメカニクス演習	1		2		○		
小計（8科目）	—	0	16	—			
合計（15科目）	—	—	14	30	—		

## 4. 授業

### (1) 授業時間

	<1時限100分>
時限	授業時間
1	8:50 ~ 10:30
2	10:40 ~ 12:20
3	13:10 ~ 14:50
4	15:00 ~ 16:40
5	16:50 ~ 18:30

### (2) 授業形態

授業は、講義、演習、実習またはこれらの組み合わせによる多様な形態で実施されます。

#### ① 講義

講義は、教員が学問上の知識を伝達する形態の授業です。学生の自学自習が基本であり、積極的な授業参加が求められます。

#### ② 演習

演習は、討論や共同研究活動を進める中で学生が自ら考え、発言するなど、より主体的、積極的な授業参加が求められます。

#### ③ 実習（スポーツフィールド・プラクティカム）

本研究科に入学すると間もなく問題意識に従って、研究テーマとスポーツフィールド・プラクティカム先を決定し、十分な準備を行ったうえで1年次前期にスポーツフィールド・プラクティカムに臨みます。スポーツフィールド・プラクティカム先の担当者と指導教員との密な指導のもとに、現場での実践的な実習に取り組みます。

### (3) 授業の欠席

公欠制度はありませんが、忌引や病気等のやむを得ない事由で授業を欠席する場合には、原則として事前に各自が授業担当教員に「欠席届」を提出してください。（欠席の具体的な取扱いについては授業担当教員に委ねられます。）

### (4) 休講

授業が休講になる場合、掲示板にて連絡します。急に休講になった場合は掲示板およびポータルシステムを利用して情報を配信します。

### (5) 補講

休講などにより、授業の未消化や授業時間数の不足を補うために、補講を行う場合があります。補講科目や日時については掲示・ポータルで連絡します。

### (6) 集中講義

短期での教育効果を上げる科目については、集中講義として集中講義期間中に授業を行います。開講日時については掲示・ポータルで連絡します。

### (7) 授業中の注意事項

許可なく教室内でのスマートフォン等の使用は禁止します。また、教室内での飲食は禁止します。

### (8) 緊急時における授業等の取扱い

気象庁による近江西部の特別警報・暴風警報		
発令されている場合	午前7時00分時点で発令中	1・2時限目休講
	午前7時01分から午前9時59分までの間に解除	3時限目より平常授業
	午前10時00分時点で発令中	全時限休講
発令された場合	授業を中止し、下校する。	

JR湖西線（堅田ー比良間）が運行中止の場合	
午前7時00分時点で運行中止の場合	1・2時限目休講
午前7時01分から午前9時59分までの間に解除、運行した場合	3時限目より平常授業
午前10時00分時点も運行中止の場合	全時限休講

交通ストライキによる授業の取扱いについて		
JR西日本がストライキを行っている場合	午前7時00分時点で発令中	1・2時限目休講
	午前7時01分から午前9時59分までの間に解除	3時限目より平常授業
	午前10時00分時点で発令中	全時限休講

災害等の緊急事態が発生し、授業に支障があると判断した場合はその都度、掲示板及びポータルシステム等で大学から指示します。

※ポータルシステムは、インターネットを利用して重要な連絡等の大学から発信された情報を確認するシステムです。必ずスマートフォンに転送設定すること。

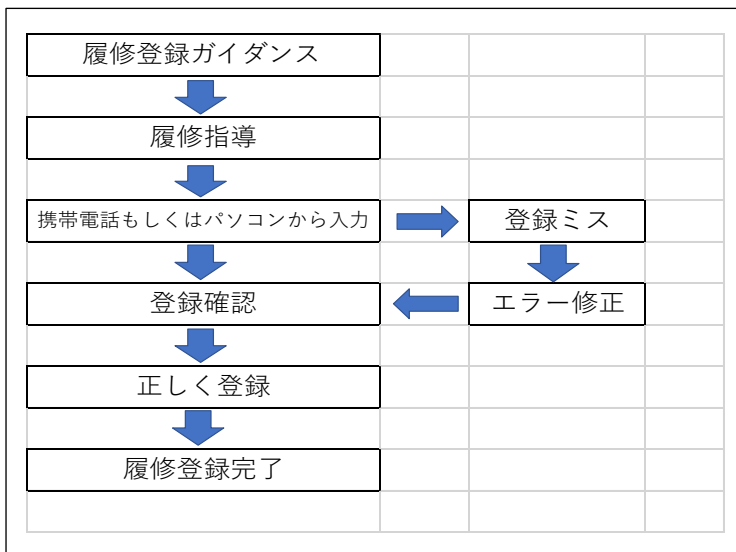
## 5. 履修

### (1)履修登録制度

履修登録は、学期始めに各自が学修計画に基づき、その学期に履修しようとする科目を登録する手続きで、スマートフォンもしくはパソコンで、指定された期限内に入力を行ってください。なお、いかなる理由があろうと指定された期限内に入力がされない場合は、当該年度の授業科目は履修できず、単位も認定されません。

### (2)履修登録手続き

下記の流れに従ってスマートフォンもしくはパソコンで登録します。登録期間終了後は、履修科目の追加や変更は認められませんので、注意してください。



### 【履修登録の際の注意】

- 教育職員免許状の必要な場合、該当科目を登録してください。
- 履修登録をした科目以外は、履修できません。
- 同一時限に重複して科目を登録できません。
- 単位を修得した科目を再度履修できません。
- 学費未納者は履修登録できません。
- 履修登録の入力や提出物等の期限を厳守してください。
- 各自で•履修した科目や修得済み単位を把握してください。

### (3)履修辞退制度

授業開始から一定期間内において、辞退できます。履修辞退の受付期間は、ポータル等で連絡します。

### 【履修辞退についての注意】

- 履修辞退をする前に、単位数や免許等の必修科目でないかを確認してから手続きしてください。
- 必修科目の履修は辞退できません。
- 履修辞退届の変更や取り下げはできません。
- 辞退受付期間を過ぎた提出は一切受け付けません。
- 履修辞退の申請をせず、単位取得に必要な要件を満たさなかった場合、成績評価は不合格(F)となります。

## 6. 試験

### (1) 定期試験

定期試験は、前期と後期の年2回実施されます。試験開始の1週間前までにポータルシステム等にてお知らせいたします。時間割の変更等があった場合も同様にお知らせしますので、必ず確認し、試験日・時間帯・教室等を間違えないようにしてください。

### (2) 試験時間帯

定期試験は、原則として60分間で実施されます。

時限	試験時間
1	9:30～10:30
2	11:00～12:00
3	13:00～14:00
4	14:30～15:30
5	16:00～17:00

### (3) 受験資格

- ① 受験できる科目は、履修登録をした科目であること。
- ② 学費納入者であること。

### (4) 受験心得

- ・ 監督者の指示した位置に学生証を提示してください。学生証を忘れた場合、教務課で「仮受験証」の交付を受けてください。
- ・ 学生証、筆記用具の他は監督者が許可したもの以外すべてカバンの中に入れ、床に置いてください。衣類も同様です。
- ・ 試験開始後20分までの遅刻は認めますが、それ以後の入室は認められません。
- ・ 試験開始後30分経過しなければ、退室は認めません。一度退室した場合、再入室は認めません。
- ・ 試験中の私語、物品の貸し借りは厳禁です。
- ・ 試験中の携帯電話等の使用は認めません（電源は必ず切っておくこと）。使用が発覚した場合、不正行為とみなします。
- ・ その他、試験会場では監督者の指示に従ってください。

### (5) 追試験

追試験とは、やむを得ない事由により定期試験が受験できなかった科目について定期試験に準じる試験を受験する機会を与える制度です。

### ① やむを得ない事由(下表の欠席理由のいずれかに該当するもの)

欠席理由	必要書類
a. 公共交通機関の事故 故障による不通または遅延	当該交通機関発行の事故、遅延証明書
b. 病気又は負傷	医師発行の診断書
c. 親族(3親等以内) 死亡または葬儀	死亡診断書(写)または葬儀日程がわかる印刷物
d. 大学の代表として出場する競技会もしくは全国レベル以上の大会への出場	当該大会のプログラムまたは参加を証明できる書類
e. 就職活動における試験	試験日等を明記した書類(受験を証明できる書類)
f. 学会における発表等による参加	指導教員から参加を証明できる書類
g. その他正当な理由として研究科委員会が認めた場合	受験できなかった理由を証明する文書または証明可能な書類

### ② 手続き方法

#### a. 追試験受験願の提出

欠席した当該科目の試験日から1週間以内に下記の書類を教務課に提出してください。

- ・ 追試験受験願
  - ・ 欠席理由を証明できる書類(上表の必要書類)の原本
  - ・ 原本の写し(1科目につき1枚各自コピーすること)
- ※原本の写しには必ず学籍番号、氏名を記入すること。

#### b. 追試験受験許可について

各学期の成績発表もしくは成績通知時に、「追試験許可書」を渡します。追試験受験時には、学生証と「追試験許可証」を提示してください。

### ③ 時間割

前期・後期ともに成績発表時に掲示により発表します。

### ④ 評価

定期試験の成績評価に準じます。

### (6) 再試験

再試験とは、定期試験の結果、その評価が不合格(F)となった科目について再度受験する機会を与える制度です。不合格になった全ての科目が再試験を許可されるわけではありません。

#### ① 手続き方法

再試験の有資格者は、証明書自動発行機(中央棟 1階)で受験料(1科目につき3,000円)を納入し、教務課へ申し込んでください。筆記試験に代わるレポートの場合も必ず申し込みをしなければなりません。

#### ② 受付期間、実施日

前期・後期ともにポータルにより発表します。受験に際しては、必ず学生証と「再試験受験許可書」を提示してください。

#### ③ 時間割

前期・後期ともに成績発表時・もしくはポータルにより発表します。

#### ④ 評価

再試験の評価は、合格の場合はC(60点)、不合格の場合はF(59点以下)として扱います。

## 7. 成績

### (1)成績評価

授業科目の担当者が試験結果及びレポート等の評価を総合し、下表の基準に従って評価します。

合格				不合格	
S	A	B	C	F	K
100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	0点(棄権)

### (2)成績通知

学期ごとに「成績通知書」をポータルサイト上で公開します。なお、電話等での成績の問い合わせは一切受け付けません。

## 8. GPA 制度

学生の学業成績を評価し、履修指導に生かすために GPA (Grade Point Average)制度を設けています。GPA は下記の表に示されている換算方式で算出されます。

成績評価	評価点(Grade Point)
S	4
A	3
B	2
C	1
F・K	0

[GPAの算出式]※GPAの少数点第3位以下は切り捨てます。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(科目の単位数} \times \text{その科目のポイント)の総和}}{\text{履修科目の単位数の総和}}$$

※履修辞退をした場合、その科目は成績評価されず GPA に算出されません。

# 9. 教育職員免許状

教育職員免許状を取得しようとする者は、修了に必要な単位のほかに、教育職員免許法施行規則に対応する科目の単位を修得する必要があります。

## (1) 取得可能な専修免許状の種類

所定の単位を修得することによって取得可能な専修免許状の種類は右表の通りです。専修免許状の授与資格を得ようとする場合、当該免許状（中学校教諭及び高等学校教諭）の一種免許状を取得もしくは資格を有していることが必要です。

## (2) 専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	科目の区分
中学校教諭 専修免許状	修士の学位及び中学校教諭1種免許状	24	教科及び教科の指導法に関する科目
高等学校教諭 専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭1種免許状	24	教科及び教科の指導法に関する科目

※取得しようとする専修免許状の種類（免許教科）に対応する本研究科の開設授業科目については、免許状によって取り扱いが異なる場合があります。開設授業科目一欄の備考及び注意書等に留意し、取得しようとする免許状に対応する授業科目を確認の上、専修免許状に必要な単位を修得してください。

## (2) 免許状取得に必要な科目

種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目名	単位数		
			必修	選択	
中専修 (保健体育)	教科及び教科の指導法に関する科目	スポーツ文化論特論		2	選択科目から24単位以上を修得すること
		スポーツ文化論演習		2	
高専修 (保健体育)		発育発達特論		2	
		発育発達演習		2	
		地域スポーツ特論		2	
		地域スポーツ演習		2	
		野外スポーツ特論		2	
		野外スポーツ演習		2	
		学校スポーツ特論		2	
		学校スポーツ演習		2	
		健康教育特論		2	
		健康教育演習		2	
		臨床スポーツ医学特論		2	
		臨床スポーツ医学演習		2	
		スポーツマネジメント特論		2	
		スポーツマネジメント演習		2	
		トレーニング科学特論		2	
		トレーニング科学演習		2	
		コーチング特論		2	
		コーチング演習		2	
		スポーツ栄養特論		2	
		スポーツ栄養演習		2	
		スポーツ心理特論(2025年度不開講)		2	
		スポーツ心理演習(2025年度不開講)		2	
		スポーツバイオメカニクス特論		2	
		スポーツバイオメカニクス演習		2	

# II シラバス (講義概要)

担当教員がシラバス(講義概要)に授業科目の情報を提示しています。学ぶ内容を確認し、学修に活用してください。

	シラバスNo.	科目名
共通 専門 科目	5001	スポーツ学研究法
	5002	特別研究Ⅰ
	5003	特別研究Ⅱ
	5004	特別研究Ⅲ
	5005	特別研究Ⅳ
	5006	アカデミックイングリッシュ
	5008	スポーツフィールド・プラクティカム
専門 科目	5051	スポーツ文化論特論
	5052	スポーツ文化論演習
	5053	発育発達特論
	5054	発育発達演習
	5055	地域スポーツ特論
	5056	地域スポーツ演習
	5057	野外スポーツ特論
	5058	野外スポーツ演習
	5059	学校スポーツ特論
	5060	学校スポーツ演習
	5061	健康教育特論
	5062	健康教育演習
	5063	臨床スポーツ医学特論
	5064	臨床スポーツ医学演習
	5065	スポーツマネジメント特論
	5066	スポーツマネジメント演習
	5067	トレーニング科学特論
	5068	トレーニング科学演習
	5069	コーチング特論
	5070	コーチング演習
	5071	スポーツ栄養特論
	5072	スポーツ栄養演習
	5073	スポーツ心理特論
5074	スポーツ心理演習	
5075	スポーツバイオメカニクス特論	
5076	スポーツバイオメカニクス演習	

# 「シラバス（講義概要）」の Webでの閲覧について

「シラバス（講義概要）」については、以下のURLで確認してください。

※履修登録時は Web 掲載されているシラバスを閲覧し、  
科目を履修する前に必ず、シラバスの「履修上の注意・  
備考・メッセージ」を確認すること。

＜大学HP → 「在学生の方」＞

URL : <http://biwako-seikei.jp/target/students/>

QRコード



＜PC画面＞

びわこ成蹊スポーツ大学  
BIWAKO SEIKEI SPORT COLLEGE

本学で学びたい方 在学生の方 保護者の方 卒業生の方 企業採用

交通アクセス お問合せ 資料請求

大学紹介 学部・大学院 教育・研究 学生生活 就職・キャリア クラブ・サークル活動 地域連携

## 在学生の方

在学生の方向けのページ

- 学生専用サイト
- 学部シラバス(2019年度以前入学生用)
- 学部シラバス(2020年度入学生用)
- 大学院シラバス(2019年度)
- 学生生活
- クラブ・サークル活動
- 就職・キャリア
- 求人票検索(キャリアUC)
- ライブラリー(図書館)
- 大地上対応マニ

＜スマートフォン画面＞

びわこ成蹊スポーツ大学  
BIWAKO SEIKEI SPORT COLLEGE

在学生の方

在学生の方向けのページ

- 学生専用サイト
- 学部シラバス(2019年度以前入学生用)
- 学部シラバス(2020年度入学生用)
- 大学院シラバス(2019年度)
- 学生生活

学生専用サイトからシラバスを確認してください。

びわこ成蹊スポーツ大学 大学院  
修士論文・倫理申請・インターンシップ スケジュール

年次	月	修士論文	倫理申請	スポーツフィールド・プラクティカム	月	年次
1年次	4月		・研究計画書の作成	・実習先探索(様式1:計画書の作成・提出)	4月	1年次
	5月	・研究課題・研究計画に対する相談 ・論文テーマの検討	↓	↓	5月	
	6月		・倫理審査申請書の作成	↓	6月	
	7月	・指導教員と副指導教員の決定 ・研究課題の決定、提出	↓	↓	7月	
	8月		・申請書類の提出 ※実験・調査(予備調査を含む) 開始月の2ヶ月前の委員会に間に合うよう提出すること	↓	8月	
	9月		↓	↓	9月	
	10月		・研究倫理審査委員会にて審査	↓	10月	
	11月		↓	↓	11月	
	12月		・承認後、実験・調査(予備調査含む)の実施		12月	
	1月				1月	
	2月	・審査体制の決定(主査1名、副査2名) ・第1次中間報告会(審査)(構想発表)			2月	
	3月				3月	
2年次	4月				4月	2年次
	5月				5月	
	6月				6月	
	7月	・第2次中間報告会(審査)			7月	
	8月				8月	
	9月				9月	
	10月				10月	
	11月				11月	
	12月				12月	
	1月	・修士論文の完成、提出 ・最終審査(口頭試問) ・合否判定			1月	
	2月	・論文抄録提出 ・優秀論文発表会 ・最終論文発表会 ・最終本文提出			2月	
	3月	・課程修了判定 ・学位記授与			3月	

## びわこ成蹊スポーツ大学大学院 修士論文ガイドライン

### I. 修士論文とは

2年間の大学院修士課程での学修の総まとめとして、専門分野における問題意識に基づき、テーマに即した研究手法を用い、結果や考察を論文形式としてまとめ、修士号取得にふさわしい専門性と研究能力を身に付けたことを示すものである。論文作成においては以下の点を考慮しなければならない。

- ① 論文の背景にある社会的および学術的な意義が認められること。
- ② 研究内容に新規性、創造性およびスポーツ現場に対する応用的価値が認められること。
- ③ 論文の構成および論述が適切で、一貫した論理性が認められること。
- ④ スポーツ現場における様々な問題を意識して研究が計画され、研究結果が問題解決に活用できると認められること。
- ⑤ 専門分野に関する先行研究をふまえた専門知識を網羅したものであると認められること。
- ⑥ 倫理性を持って研究に臨んだものと認められること。

### II. 修士論文作成指導

1年次より始まる特別研究Ⅰ～Ⅳを通じ、指導教員や副指導教員から2年間にわたって指導を受け、第1次・第2次の中間審査を経て、論文提出、論文発表会、最終審査に至るまで一貫した研究指導の基に修士論文を完成させる。

### III. 研究倫理について

修士論文作成、執筆においては、十分に研究倫理を理解した上で行われなければならない。本学が定める倫理規定に従い、被験者や対象者を尊重し、データの取り扱いには十分な注意を払い、本文における明記にも配慮しなければならない。なお、大学院生は指導教員を通じて研究倫理について十分な学習を行う。そこで示されるガイドラインに従って研究計画を立て、調査や実験（予備調査・実験も含む）を行う2か月前には必ず研究倫理審査委員会にて審査を受ける必要がある。

### IV. 修士論文審査について

第1次・第2次の中間審査を経て、最終審査が行われる。審査員は、主査1名および副査2名の計3名で構成され、原則的に本学大学院教員が担当する。審査員については指導教員や主査と相談の上、修士論文の作成に最も適した3名を選ぶこととする。第1次中間審査では審査体制を仮決定した上で実施し、審査後に審査体制を決定する。なお、審査員の変更は原則として2年次10月までとし、それ以降は認めない。各中間審査では、各自A4用紙1枚（追加資料可）に予稿を作成し、発表する。最終審査は審査員3名による非公開の口頭試問が行われ、必要に応じて修正が求められる。最終審査のプレゼンテーション後、3名の審査教員で可否を協議し、審査結果を当該学生に伝える。

最終発表会では抄録集の原稿、あるいは別途必要な資料を準備する。なお審査は、上記①～⑥の項目に則って可否を判定する。

## V. 論文作成から審査、学位授与までの流れ

時期	指導内容	提出書類	提出方法
1年次 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究課題・研究計画に対する相談</li> <li>論文テーマの検討</li> </ul>		
1年次 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導教員と副指導教員の決定</li> <li>研究課題の決定、提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究課題届 (様式1)</li> </ul>	学生 →Teams
1年次 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>主査1名と副査2名で構成する審査委員会の決定 (審査体制の決定)</li> <li>第1次中間報告会 (審査) (構想発表)</li> </ul>	<b>審査後</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次中間審査報告書 (様式2)</li> </ul>	指導教員 →Teams
2年次 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次中間報告会 (審査) にて、研究の進捗状況と今後の研究計画について発表</li> </ul>	<b>審査後</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次中間審査報告書 (様式3)</li> </ul>	(様式3) 指導教員 →Teams
2年次 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終テーマ届の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修士論文最終テーマ届 (様式4)</li> </ul>	(様式4) 学生 →Teams
2年次 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文の完成、提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修士論文本文</li> </ul>	学生 →Teams
2年次 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終審査 (口頭試問・審査)</li> <li>合否判定</li> </ul>	<b>審査後</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 最終審査報告書 (様式6)</li> </ul>	指導教員 →Teams
2年次 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文抄録提出</li> <li>最終論文発表会</li> <li>優秀論文発表会</li> <li>最終本文提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修士論文抄録</li> <li>● 最終本文</li> <li>● 修士論文使用許諾書</li> </ul>	学生 →Teams
2年次 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>課程修了判定</li> <li>学位記授与</li> </ul>		

※ 各提出期限・方法等の詳細については別途指示をするので、各自確認すること

## VI. 修士論文作成上フォーマット

論文のフォーマットに関しては各分野にて異なるが、修士論文 (本文) に関しては原則として下記のように定める。

### ① 本文

- ・ A4用紙縦置き、横書き (40字×25行: 1000文字程度) で、ワードプロセッサを用いて作成する。
- ・ 余白は、上下および左を 30mm、右を 25mm以上とする。
- ・ 字体は MS 明朝、大きさは 11 ポイントを原則とする。

- ・ 英字を用いる場合は Times New Roman を用いる。カタカナ表記あるいは英字表記は選択可であるが、統一して用いること。

## ② タイトルページと目次

- ・ タイトルページは表題、所属分野、著者名、論文指導教員名・副指導教員名を書き、3名の審査委員の署名欄（空欄）を設けておく。（以下を参照）
- ・ タイトルページの次に謝辞、要約（1頁）、その後目次へと続く。
- ・ 以降、各章および各節・項の表題およびその頁数、表目次、図目次を設ける。

<p>202●年度 （14 ポイント）</p> <p>びわこ成蹊スポーツ大学修士課程スポーツ研究科 修士論文（14 ポイント）</p> <p>&lt;論文題目&gt; （16 ポイント）</p> <p>（以下14 ポイント）</p> <p>所属分野</p> <p>氏名</p> <p>指導教員</p> <p>副指導教員</p> <p>論文審査員 主査 _____</p> <p style="padding-left: 300px;">副査 _____</p> <p style="padding-left: 300px;">副査 _____</p>	
--	--

## ③ 論文構成

論文の構成は分野により異なるが、基本的には以下の構成あるいは同様の要素を含む構成にて執筆を行う。

- 第1章 序論／緒言：研究の背景、動機、前提、目的、仮説、研究課題、定義などを含む
- 第2章 先行研究：題目、キーワードに即した先行研究、理論の検討から題目、方法を支持
- 第3章 研究方法：仮説／研究課題に即した研究方法、信頼性・妥当性・反復性を考慮
- 第4章 結果：実験あるいは調査の結果
- 第5章 考察：結果にもとづく考察、研究目的との統合性
- 第6章 結論：研究目的に対する答えの提示、今後の課題など

引用文献

巻末資料

\*分野によって、先行研究と序論を統合する、あるいは結果と考察を統合するなどの変更は認められる。指導教員との相談の上、決定する。

#### VII. 修士論文の抄録集の作成

本文提出後に指定の期日までに抄録を作成し、提出しなければならない。この原稿が最終発表会の抄録としても用いられる。書式については下記に従うこと。

- ・ A 4用紙2枚にまとめること。
- ・ フォーマットは各中間報告会で作成する予稿に準ずること。
- ・ 題目、キーワードのみ英語表記を加えること。
- ・ 2段組みにて作成すること。
- ・ 論文構成に従い、必要に応じて図や表も挿入し、結論まで導く。引用文献も記入すること。

#### VIII. 修士論文の提出について

完成修士論文（本文）はデータで作成し、指定された期間内に指定された方法で提出する。

抄録データに関しても指定期日とフォーマットを守り、期間内に指定された方法で提出する。

最終の本文提出もデータで行いますので、期間内に指定された方法で提出すること。

修士課程

様式 1  
(学生→Teams)  
(提出用)

## 研究課題届

Teams で提出

20 年 月 日

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科

氏 名	
学 籍 番 号	
研 究 課 題	
指 導 教 員	
副 指 導 教 員	

びわこ成蹊スポーツ大学大学院修士課程  
第1次修士論文中間報告会（審査）について

日時：**20〇〇年〇月〇日（〇）〇時～〇時〇分**

場所：〇〇

対象：特別研究Ⅱ履修者

報告内容：特別研究Ⅰ・Ⅱにて取り組んできた修士論文・特定課題研究の構想についての発表・  
質疑応答

報告時間：一人20分（発表10分+質疑応答10分）

報告形式：発表をもとに、主査・副査、また会場からの質問やアドバイスに応える

\*成績には反映されないが、今後の修士論文・特定課題研究のための第一ステップとする

<報告会へ向けた大学院生の取り組み>

【報告会前】

- ・**20〇〇年〇月〇日（〇）17時まで**に、A4用紙1枚に、予稿として修士論文・特定課題研究の構想についてまとめ、データを指定の場所、Teams「大学院生用チーム」>チャンネルにある「報告会・発表会」>ファイル>202〇年度>第1次中間報告会 に保存しておくこと。
- ・予稿のフォーマットは、余白上下・左右25mm、タイトル・氏名・仮決定した主査教員1名と副査教員2名を明朝体12ポイントで、以下10.5ポイントにてキーワード、本文は2段組みを使用。本文では、研究の背景や研究課題あるいは仮説、研究計画など必要事項について引用文献を用いて簡潔にまとめること。
- ・中間報告会で使用する発表用資料をパワーポイントで作成すること。

【報告会】

**発表当日〇時〇分**までに発表用資料を指定の場所、Teams「大学院生用チーム」>チャンネルにある「報告会・発表会」>ファイル>202〇年度>第1次中間報告会 に保存しておくこと。

発表方法（会場設備等）と併せて当日の発表準備をしておくこと。

【報告会后】

- ・審査を受けた者は指導教員と相談の上、主査1名と副査2名を決定するとともに、指導教員は審査後**20〇〇年〇月〇日（〇）17時まで**に、第1次中間審査報告書を教務課に提出すること。
- ・審査後に指導教員からの指導を受け、必要に応じて研究計画の修正を行い、研究活動を進める。実際の調査・実験（予備調査も含む）開始前に必ず研究倫理申請を行うこと。
- ・今後の予定として、20〇〇年〇月に第2次中間報告会が行われる。指導教員と相談の上、計画的に進めること。

※上記内容は変更される場合があります。

## 第 1 次中間審査報告書

20 年 月 日

Teams で提出

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科長

以下の者は、主査・副査立会いの下、修士論文第 1 次中間報告会（審査）を行い、審査に通過したことを報告する。

氏名		学籍番号	
研究課題			
審査日	20 年 月 日 ( )		
所見			

以下の方を主査、副査をいたします。

主 査：

副 査：

副 査：

副指導教員：

## ※注意事項

- 指導教員は主査、副査、副指導教員の大学院担当者教員から必ず承諾を得て記載してください。
- 主査と副査は論文「審査」を行う教員であり、指導教員と副指導教員は論文「指導」を行う教員です。
- 指導教員と副指導教員は主査、副査を兼ねることができます。ただし、指導教員と主査は「研究指導教員（マル合教員）」しか担当できません。

びわこ成蹊スポーツ大学大学院修士課程  
第2次修士論文中間報告会（審査）について

日時：20〇〇年〇月〇日（〇）〇：〇～

場所：〇〇

対 象：第1次報告会を済ませ、202〇年度に修士論文・特定課題研究を提出予定の特別研究Ⅲ履修者

報告内容：特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにて取り組んできた修士論文・特定課題研究の経過についての発表・質疑応答

報告時間：一人20分（発表10分+質疑応答10分）

報告形式：発表をもとに、主査・副査、また会場からの質問やアドバイスに答える

\*成績に反映されるものではないが、今後の修士論文・特定課題研究のためのステップとする

**<報告会(審査)へ向けた大学院生の取り組み>**

**【報告会前】**

- ・20〇〇年〇月〇日（〇）17：00までに、A4用紙1枚に、予稿として修士論文・特定課題研究の経過についてまとめ、指定の場所に保存しておくこと。内容は第1次報告会以降の進行・変更を明確に示し、方法などより詳しいものが期待される。
- ・予稿のフォーマットは、余白上下・左右25mm、タイトル・氏名・主査・副査は明朝体12ポイント、以下10.5ポイントにてキーワード、本文は2段組みを使用。本文では、研究の背景、研究課題、仮説、研究計画などの必要事項を記述し、引用文献とともに簡潔にまとめること。
- ・完成させた予稿は、自身の審査員（3名）に事前に提出しておくこと。

**【報告会】**

- ・プレゼンテーション用資料を作成すること。発表方法（会場設備等）と併せて当日の発表準備をしておくこと。

**【報告会后】**

- ・審査を受けた者の指導教員は、「第2次中間審査報告書」（様式3）を20〇〇年〇月〇日（〇）17：00までに、Teams上で提出する。
- ・審査後に指導教員からの指導を受け、必要に応じて研究計画の修正を行い、研究活動を進める。
- ・実際の調査・実験（予備調査も含む）開始前には必ず研究倫理申請を行うこと。
- ・20〇〇年〇月〇日（〇）～〇日（〇）の完成論文提出期間、20〇〇年〇月の最終審査を経て、20〇〇年〇月〇日に最終論文発表会が予定されている。指導教員と相談の上、計画的に進めること。

※上記内容は変更される場合があります。

第 2 次中間審査報告書

Teams で提出

20 年 月 日

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科長

以下の者は、主査・副査立会いの下、修士論文第 2 次中間報告会（審査）を行い、審査に通過したことを報告する。

氏名		学籍番号	
研究課題			
審査日	20 年 月 日 ( )		
所見			

主査：

副査：

副査：

# 修士課程

様式 4

(学生→Teams)

(提出用)

## 修士論文最終テーマ届

Teams で提出

20 年 月 日

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科

氏 名	
学 籍 番 号	
最終テーマ	
主 査	
副 査	
副 査	

びわこ成蹊スポーツ大学大学院修士課程  
修士論文提出方法について

様式5がなくなるので修士論文ガイドラインを修正  
下記の要領に従って修士論文本文を提出すること。

記

【論文フォーマット】

すでに配付している修士論文ガイドラインに則り作成すること。

【提出期間】

20〇〇年〇月〇日 (〇) 〇:〇 ~ 〇月〇日 (〇) 〇:〇

(土・日・祝日を除く)

【提出場所】

論文提出用 Teams 内

【提出方法】

1. 本文提出について、**指導教員の承認を得る**。
2. 本文の PDF ファイルを Teams 内の課題に添付する。
3. 課題の「提出ボタン」を押す。
4. 指導体制の3名の教員に連絡し、署名を依頼する。
5. 指導体制の3名が課題の「フィードバック」欄に署名し、課題を**指導教員**が「返却」する。
6. 課題が指導体制の3名に承認（署名）されたことを「フィードバック」欄で確認する（提出手続き完了）。

※上記内容は変更される場合があります。

びわこ成蹊スポーツ大学大学院修士課程  
最終審査について

日時：20 年 月 日 ( ) ~ 20 年 月 日 ( )

対象：第2次報告会を済ませ、2020年度提出期間に修士論文・特定課題研究報告書を提出した者

審査内容：提出された修士論文・特定課題研究報告書が、修士号に相応しい専門性と研究能力を身に付けたかについて、本学大学院修士論文・特定課題研究ガイドラインに定められた各項目に則り、可否を審査する。

審査会形式：主査1名、副査2名の審査員3名による非公開の口頭試問が行われ、必要に応じて修正が求められる。

時間：1人30分（発表15分、口頭試問10分、発表者退出後、主査・副査による審議5分）

審査後について：審査の結果、合格した者のみ公開の最終発表会にて発表を行う。

2月の優秀論文選考発表会に合わせて10分に変更する必要がある（審議）

**<最終審査へ向けた大学院生の取り組み>**

- ・修士論文・特定課題研究報告書提出後に提示された審査日程に向けてプレゼンテーションの準備すること。
- ・審査当日は、審査室に設置されたPC・プロジェクター等の動作確認をしておくこと。

**【最終審査後】**

- ・最終審査のプレゼンテーション後、3名の審査教員で可否を協議し、審査結果を当該学生に伝える。
- ・審査を受けた者の指導教員は、「最終審査報告書（様式6）」を可否決定後3日以内に、Teams上で提出する。
- ・最終審査を経た後、優秀論文発表候補者が選出される。候補者へは教務専門員会から連絡を行う。連絡を受けた候補者は、審査用修士論文・特定課題研究報告書本文を指定された場所に提出すること。
- ・今後の予定として、20 年 月 日 ( ) に最終論文発表会が予定されている。

※上記内容は変更される場合があります。

最終審査報告書

Teams で提出

20 年 月 日

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科長 様

最終審査結果を以下のとおり報告します。

氏 名		学籍番号	
研究課題			
審査日	20 年 月 日 ( )		
評価 (○を一つ)	合 ・ 否		

主査：

副査：

副査：

びわこ成蹊スポーツ大学大学院修士課程  
20〇〇年度 修士論文最終発表会について

日時：20〇〇年〇月〇日（〇）〇時～〇時〇分

場所：〇〇

対象：大学院2年次生で、最終審査に合格した者

報告内容：修士論文・特定課題研究にて取り組んだ研究成果

報告時間：一人20分（発表15分+質疑応答5分）

**<最終発表会へ向けた大学院生の取り組み>**

**【発表会前】**

- ・20〇〇年〇月〇日（〇）13時までに、「修士論文抄録」（PDFデータ）を指定された場所に提出すること。
- ・「修士論文抄録」は、A4用紙2枚に修士論文・特定課題研究の概要をまとめること。フォーマットは、余白上下・左右25mm、題目・氏名・主査・副査は明朝体12ポイント、以下10.5ポイントにてキーワード、本文は2段組みを使用する。題目・氏名・キーワードのみ英語表記も加える。
- ・「修士論文抄録」は、上記期日までにPDFデータを指定の保存場所（Teams「大学院生用チーム」>チャンネルにある「報告会・発表会」>ファイル>202〇年度>フォルダ一名「最終発表会」）に保存しておくこと。
- ・最終発表会で使用する発表用資料をパワーポイントで作成すること。

**【発表会】**

- ・20〇〇年〇時〇分までに発表用資料を指定の場所、Teams「大学院生用チーム」>チャンネルにある「報告会・発表会」>ファイル>202〇年度>最終発表会>「発表用資料パワーポイント提出用」に保存しておくこと。

**【発表会后】**

- ・製本用修士論文本文・特定課題研究報告書本文を、2月〇日（〇）17時までに指定の保存場所（Teams「大学院生用チーム」>チャンネルにある「報告会・発表会」>ファイル>フォルダ一名「最終発表会」>「製本用本文 PDF データ 提出フォルダ（2月〇日 17時〆切）」）
- ・修士論文使用許諾書は、上記「製本用本文 PDF データ 提出フォルダ（2月〇日 17時〆切）」内に修士論文本文とともに格納してください（ファイル名に学籍番号と氏名を記載）。その後、許諾書の内容に従い、本学機関リポジトリに公開します。
- ・優秀論文発表者は2月〇日（〇）の優秀論文発表会で発表を行います。

※上記内容は変更される場合があります。

## びわこ成蹊スポーツ大学大学院 特定課題研究ガイドライン

### I. 特定課題に対する研究とは（以下特定課題研究）

2年間の大学院修士課程での学修の総まとめとして、専門分野における特定の問題に対して、解決するための実践事例や解決に寄与する知見の探索について実践的側面から研究するものである。研究の成果は、問題の所在や目的、また結果や考察といった論文形式に準じた報告書をまとめるとともに、そのプレゼンテーションが求められ、作成した報告書とプレゼンテーションにおいて、修士号取得にふさわしいスポーツ学における社会的ニーズに貢献できる高度な専門性を備えていること、スポーツ問題解決に貢献できる専門的知識と実践力を有していることを示すことが求められる。また、実践力には、根拠立てて説明する力が含まれる。

報告書作成およびプレゼンテーションにおいては以下の点を考慮しなければならない。

#### 【特定課題研究の審査項目】

1. 特定の課題における社会的意義や実践的な価値が認められること。
2. 研究内容に専門性およびスポーツ現場に対する応用的価値が認められること。
3. 研究報告書は、論文に準じた構成を持ち、論述が適切で、一貫した論理性が認められること。
4. スポーツ現場における様々な問題に対して課題を設定し、専門的な視点のもと問題解決に寄与できること。
5. 専門分野に関する研究や事例を踏まえた専門知識を網羅したものであると認められること。
6. 倫理性を持って課題に臨んだものと認められること。

### II. 特定課題研究の指導

1年次より始まる特別研究Ⅰ～Ⅳを通じ、指導教員や副指導教員から2年間にわたって研究指導を受け、第1次・第2次の中間審査を経て、報告書提出、研究発表会、最終審査に至るまで一貫した研究指導の基に特定課題研究報告書の完成とそれを根拠立てて説明できるプレゼンテーション力を身につける。

### III. 特定課題研究に求められる事項および特定課題研究のイメージ

- 研究課題の設定の要件については、抽象的な研究課題ではなく、自身のスポーツ現場で発生する課題や問題やスポーツにおける社会的課題の中でも、より具体的な特定の課題として設定されていることが求められる。
- 自身のスポーツ現場で発生する課題や問題に対して、その現場背景と十分な根拠資料に基づいて改善策や解決策を立案したもの。
- スポーツにおける社会的課題に対して、その社会背景と十分な根拠資料に基づいた政策を立案したもの。
- 上記の課題や問題に対する解決のための実践過程をまとめたもの（フィールドワークによる実態調査、授業実践など）。
- 現場の背景に対する専門的観点からの印象分析や高度な実践的専門性ある根拠資料を十分に収集し、客観的な検討とそれに対しての論理的な説明を十分になされたもの。
- 科学的視点、客観的視点からの検討として、学術的研究手法を活用し、かつ論理的な説明が望まれる。

#### IV. 研究倫理について

特定課題研究を進めるにあたり、現場や専門分野における様々な事象に対しての十分に倫理を理解した上で行われなければならない。本学が定める倫理規定に従い、対象者を尊重し、データの取り扱いには十分な注意を払い、本文における明記にも配慮しなければならない。なお、大学院生は指導教員を通じて研究倫理について十分な学習を行う。そこで示されるガイドラインに従って研究計画を立て、解決のための実践や調査および実験（予備調査・実験も含む）を行う2か月前には研究倫理審査委員会にて審査を受ける必要がある。

#### V. 特定課題研究の審査について

第1次・第2次の中間審査を経て、最終審査が行われる。審査員は、主査1名および副査2名の計3名で構成され、主査と副査2名は原則的に本学大学院教員に委嘱するものとする。審査員については指導教員や主査と相談の上、特定課題研究の指導および報告書の作成に最も適した3名を選ぶこととする。なお、審査員の変更は原則として2年次10月までとし、それ以降は認めない。

「テーマ」および「特定課題研究」への取り組みの決定に関しては、1年次7月の研究課題提出時に「テーマ」を決定する。この段階では「特定課題研究」か「修士論文」に取り組むかについて最終決定してなくてよい。「特定課題研究」への取り組みの決定は、特別研究Ⅰ、Ⅱを通して（副指導教員の指導を含む）、一次審査時（審査前）には種別を決定し、発表を迎えるものとする。また、審査後には、必要であれば指導教員の指導のもと再度検討し変更できるものとする（この時点までは変更可能）。1次審査後に「特定課題研究届」を持って、取り組み種別の最終決定と3人目の副査（研究科教員に限定しない）を含めた審査体制の決定となる。この届け後は、取り組み種別の変更は不可である。その後、特別研究Ⅲ、Ⅳを通して特定課題研究の完成を目指し、第二次審査、最終審査に進む。

各中間審査では、各自A4用紙1枚（追加資料可）に予稿を作成し、スライドアプリケーション等のITを用いた発表を実施する。最終審査は審査員3名による非公開の口頭試問が行われ、必要に応じて修正が求められる。審査の結果、合格した者のみ公開の最終発表会にて発表を行う。最終発表会では抄録集の原稿、あるいは別途必要な資料を準備する。なお審査は、上記1～6の項目に則って合否を判定する。

#### VI. 論文作成から審査、学位授与までの流れ

時期	指導内容	提出書類	提出方法
1年次 4-6月	・特定の課題・研究計画に対する相談 ・特定課題テーマの検討		
1年次 7月	・指導教員と副指導教員（1名）の指導体制の決定	● 指導体制届 （様式1）	学生 →Teams
1年次 2月	・主査1名と副査2名で構成する審査委員会の決定（審査体制の決定） ・第1次中間報告会（審査） （構想発表）	<b>審査後</b> ● 第1次中間審査報告書（様式2）  特定課題研究届	指導教員 →Teams 学生 →Teams

2年次 7月	・第2次中間報告会（審査）にて、 研究の進捗状況と完成に向けた計 画・課題について発表	<b>審査後</b> ● 第2次中間審査 報告書（様式3）	（様式3） 指導教員 →Teams
2年次 10月	・最終テーマ届の提出	● 特定課題研究最終 テーマ届（様式4）	（様式4） 学生 →Teams
2年次 1月	・報告書の完成、提出	● 特定課題研究報告書 本文 ● 特定課題研究報告書 受領書（様式5）	学生 →Teams
2年次 1月	・最終審査（口頭試問・審査） ・合否判定	<b>審査後</b> ● 最終審査報告書 （様式6）	指導教員 →Teams
2年次 2月	・報告書抄録提出 ・最終論文発表会 ・優秀論文発表会 ・最終本文提出	● 報告書抄録 ● 製本用論文本文 ● 修士論文使用許諾書	学生 →Teams
2年次 3月	・課程修了判定 ・学位記授与		

※ 各提出期限・方法等の詳細については別途指示をするので、各自確認すること

## VI. 特定課題研究報告書の作成フォーマット

報告書のフォーマットに関しては各分野にて異なるが、原則として下記のように定める。

### ① 本文

- ・ A4用紙縦置き、横書き（40字×25行：1000文字程度）で、ワードプロセッサを用いて作成する。
- ・ 余白は、上下および左を30mm、右を25mm以上とする。
- ・ 字体はMS明朝、大きさは11ポイントを原則とする。
- ・ 英字を用いる場合はTimes New Romanを用いる。カタカナ表記あるいは英字表記は選択可であるが、統一して用いること。

### ② タイトルページと目次

- ・ タイトルページは表題、所属分野、著者名、論文指導教員名・副指導教員名を書き、3名の審査委員の署名欄（空欄）を設けておく。（以下を参照）
- ・ タイトルページの次に謝辞、要約（1頁）、その後目次へと続く。
- ・ 以降、各章および各節・項の表題およびその頁数、表目次、図目次を設ける。

202●年度 (14 ポイント)  
びわこ成蹊スポーツ大学修士課程スポーツ研究科 (14 ポイント)  
特定課題に関する研究報告書 (14 ポイント)

<論文題目> (16 ポイント)

(以下14 ポイント)

所属分野

氏名

指導教員

副指導教員

論文審査員 主査 \_\_\_\_\_

副査 \_\_\_\_\_

副査 \_\_\_\_\_

### ③ 報告書の構成

報告書の構成は分野により異なるが、基本的には以下の構成あるいは同様の要素を含む構成にて執筆を行う。

第1章 序論／緒言：研究の背景、動機、前提、目的、仮説、研究課題、定義などを含む

第2章 先行研究：題目、キーワードに即した先行研究、理論の検討から題目、方法を支持

第3章 研究方法：仮説／研究課題に即した研究方法

第4章 結果：実験あるいは調査の結果

第5章 考察：結果にもとづく考察、研究目的との統合性

第6章 結論：研究目的に対する答えの提示、今後の課題など

引用文献

巻末資料

\*分野によって、先行研究と序論を統合する、あるいは結果と考察を統合するなどの変更は認められる。指導教員との相談の上、決定する。

\*スポーツフィールドプラクティカムにおける報告書との関連および相違点

- 1) 「より高次で豊かな構想力と問題解決能力」、「スポーツ現場における様々な問題に対応する方法論、および実践力の習得という点は共通事項である。
- 2) 実践過程を「特定課題に対する研究の評価の基準等」に示された項目を満たした内容で進め

られたか、また同様に示された項目を満たした研究報告書としてまとめられていること。

3) 端的に示すと、「特定課題に対する研究」はスポーツフィールドプラクカムに比べて、報告書に専門分野における専門知識が網羅されていること、論文構成で論述することが求められる。

## **VII. 特定課題研究報告書の抄録集の作成**

本文提出後に指定の期日までに抄録集に掲載する抄録を作成し、提出しなければならない。この原稿が最終発表会の抄録としても用いられる。書式については下記に従うこと。

- ・ A4 用紙 2 枚にまとめること。
- ・ フォーマットは各中間報告会で作成する予稿に準ずること。
- ・ 題目、キーワードのみ英語表記を加えること。
- ・ 2 段組みにて作成すること。
- ・ 論文構成に従い、必要に応じて図や表も挿入し、結論まで導く。引用文献も記入すること。

## **VIII. 特定課題研究報告書の提出について**

完成特定課題研究報告書（本文）はデータで作成し、指定された期間内に指定された方法で提出する。

抄録データに関しても指定期日とフォーマットを守り、期間内に指定された方法で提出する。  
最終の本文提出もデータで行いますので、期間内に指定された方法で提出すること。

スポーツフィールド・プラクティカム  
実施マニュアル

びわこ成蹊スポーツ大学大学院  
スポーツ学研究科

# 目 次

- I. スポーツフィールド・プラクティカムの趣旨
- II. スポーツフィールド・プラクティカムの実施要項
- III. スポーツフィールド・プラクティカムの留意事項
- IV. 災害傷害保険・賠償責任保険
- V. スポーツフィールド・プラクティカム関係書類様式一覧

# I. スポーツフィールド・プラクティカムの趣旨

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科は、スポーツ学を発展させる上でのより高次の問題解決能力を身に着け、豊かな構想力と問題解決能力を備えた高度専門職業人の育成を目指しています。「スポーツフィールド・プラクティカム」は、特にスポーツ現場における様々な問題に対応する方法論、および実践力を習得するための、必修科目として位置づけています。

## II. スポーツフィールド・プラクティカムの実施要項

### 1. 目的

スポーツフィールド（実践/指導現場・研究領域等）にて直面している課題に対し、フィールドとの連携の基、それぞれの専門分野にて学習した知識を適用することで、課題解決を図り、課題発見能力・問題解決能力を養うことを目的に実施する実習であり、実践力を有した高度専門職業人として成長することを目指しています。

### 2. 対象

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科の修士課程学生（1・2年生）

### 3. スポーツフィールド・プラクティカムに関する組織

スポーツフィールド・プラクティカムに関する審議・検討は、研究科教務専門委員会（以下「委員会」という。）において行い、委員会と大学院担当係が連携して実施する。

### 4. スポーツフィールド・プラクティカムの実施時期及び時間数

派遣が決定した学生については、受入機関に一定期間（時期：1年次4月～9月頃、期間：原則60時間以上）派遣する。

### 5. 実習機関及び実習課題の決定

地方公共団体、教育機関、近隣府県のスポーツ関連企業、NPO法人及び民間のクラブ、競技スポーツ団体、アスリート所属団体、医療機関等の受入機関、学生及び指導教員との間で事前協議し、5月末までに「スポーツフィールド・プラクティカム計画書」を教務課に提出する。

### 6. 実習機関のタイプと実習時間

(1) 就業体験に加え、専門的な実践的活動も選択可能である。ただし、原則無給で、単位化されていない、今後のキャリアに直結する活動を行うこと。すでにスポーツ現場でのキャリア経験者においては、その一部を実習時間にカウントすることができる。

- ・ 一般専門職：企業や各種団体での就業体験
- ・ 研究者：他単位と重複しない、学会発表や学外のフィールドでの調査
- ・ 指導者：コーチ、トレーナー、メンタルコーチなどの無報酬の指導
- ・ アスリート：プロ・実業団・クラブ活動等に直結する競技活動
- ・ 教師：学校での教育活動、課外活動
- ・ 医療従事者：医療機関での業務外の臨床実習

## (2) 実習日誌による時間管理

- ・事前指導、実習、事後指導を通じて、実習日誌により実施時間と内容を管理する。

## (3) 実習時間

- ・事前指導(5時間)：キャリアの探索、課題設定、活動計画を指導教員とともに立案  
例) 実習先探索：1時間、申請準備：2時間、事前学習：2時間＝計5時間
- ・実習(50時間以上)：実習日誌によって、活動時間と内容を記録  
例) 就業体験：8時間×7日＝56時間
- ・事後指導(5時間)：活動の振り返り、終了報告書の作成  
例) 活動の振り返り：3時間、報告書作成：2時間

→トータルで60時間以上の実施

## 7. 手続き等

- (1) 受入機関・学生及び指導教員での協議。両者の同意に基づいて委員会が認定する。

- (2) 受入決定

関係書類を教務課に提出する。

- (3) 実施協定書等締結

「スポーツフィールド・プラクティカムに関する協定書・覚書」については、必要に応じて個別に受入機関とスポーツ学研究科が協議する。

- (4) スポーツフィールド・プラクティカム実施

- (5) 終了報告書提出(10月)

スポーツフィールド・プラクティカム終了後、学生は「スポーツフィールド・プラクティカム終了報告書」を提出する。

## 8. 費用の負担

受入機関はスポーツフィールド・プラクティカムに伴う学生の経費(旅費、交通費、宿泊費等)について、いかなる負担も原則行わない。

## 9. 保険の加入

学生は、スポーツフィールド・プラクティカムを行うためには、学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び学研災付帯賠償責任保険(学研賠)等に必ず加入する。

## 10. 守秘義務

学生は、スポーツフィールド・プラクティカムにおいて知り得た受入機関等に関する機密事項に関しては一切漏らしてはならない。機密漏洩により、受入機関等に損害が生じた場合、損害賠償を請求されることがあるため、厳重に注意する。

## 11. 成績評価

スポーツフィールド・プラクティカム終了後、「スポーツフィールド・プラクティカム実習日誌」「スポーツフィールド・プラクティカム終了報告書」「スポーツフィールド・プラクティカム評価書」等から総合的に成績評価を行う。

### Ⅲ. スポーツフィールド・プラクティカムの留意事項

スポーツフィールド・プラクティカムは、各企業や研究所等（以下、「受入機関」という。）の実習指導責任者をはじめとして、各担当者が十分な成果が得られるよう努力すること。スポーツフィールド・プラクティカム中は受入機関の規則及び実習指導責任者の指示を遵守しなければならない。また、以下に基本的な留意事項を掲げるので確認すること。

#### 1. 必携品（必要に応じて準備）

- (1) スポーツフィールド・プラクティカム実施マニュアル
- (2) 印鑑
- (3) 学生証
- (4) 健康保険証（遠隔地適用の保険証。携行できない場合は、保険証のコピーを携行する。）
- (5) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等の保険に関する加入しおり等の書類
- (6) スポーツフィールド・プラクティカムの実施にあたって必要な資料等一式
- (7) 遠隔地の場合、身の回り用品一式
- (8) その他、指導教員及び受入機関から指示されたもの

#### 2. スポーツフィールド・プラクティカム前の確認事項

- (1) 受入機関の概要、及び実習プログラムを確認し、実習にあたって要求される基本的知識、技能の習得に努める。
- (2) 実習期間及び時間を確認し、実習計画を事前に策定する。
- (3) 受入機関から健康診断書、賠償責任保険加入（控）など、事前に書類の提出を求められる場合は、締切日までに必ず送付する。

#### 3. スポーツフィールド・プラクティカム中の確認事項

- (1) 受入機関の規則を遵守し、実習指導責任者の指示に従って活動する。
- (2) 挨拶をはじめ、実習指導責任者や担当者との人間関係の形成に努める。
- (3) 定められた実習日、時間を守る。遅刻や病気等で欠勤する場合は、必ず実習指導責任者へ連絡する。また、代替日が必要な場合は、実習指導責任者と調整を図る。
- (4) 日程が変更となった場合、すぐに指導教員及び教務課へ報告する。
- (5) 受入機関の資料・物品の取扱、保管には十分留意する。
- (6) 指導教員及び実習指導責任者との連絡を緊密にとり、進捗状況の報告、疑問点の相談等を行う。

#### 4. トラブル・事故が起きた場合の対応

トラブル、事故等が起きた場合は、実習指導責任者及び指導教員または教務課へ至急連絡し、指示を仰ぐ。なお、参加学生は災害傷害保険・賠償責任保険に加入していることを前提としているが、報告を怠ると保険金が支給されない場合があるので、必ず報告する。

## 5. スポーツフィールド・プラクティカム終了時の確認事項

実習指導責任者をはじめとしてお世話になった方々への報告、御礼は言うまでもなく、資料・物品の返却や整理など、スポーツフィールド・プラクティカムの終了際には十分留意する。

## 6. 通学証明書の申請に関する確認事項

受入機関への通勤に公共交通機関の定期券を利用する場合、学生割引料金で定期券を購入するためには「学外実習証明書」の提出、及び「通学証明書」の発行が必要である。申請方法は以下の通りである。

- (1) 証明書は必要となる月の前月 10 日までに、所定様式に「氏名」「受入機関名」「受入機関の所在地、電話番号」「実習期間」「実習期間中の本人の所在地、電話番号（自宅、実家、受入機関の寮等）」「通勤に使用する経路（公共交通機関名、駅名）」を明記して提出する（様式は、スポーツ学研究科大学院担当係）。
- (2) 実習期間中の所在地、実習期間、経路等が 1) での申込み内容から変更された場合には、同様の方法で再申請を行う。

注) 学外実習定期は、大学から公共交通機関に実習定期の発売を申請するため、時間がかかる。上記により、必要となる月の前月10 日までに、受入機関・期間等を確定して手続きできない場合、実習定期購入が遅れることとなるので留意する。スポーツフィールド・プラクティカムに取り組む姿勢や内容が、受入機関との信頼関係を形成される。問題が生じた場合、次年度以降の受入れを拒否する受入機関が増える場合がある。その結果、後輩のスポーツフィールド・プラクティカムの機会を奪うことになることを十分に留意する。

## IV. 災害傷害保険・賠償責任保険

1. 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）・学研災付帯賠償責任保険（「学研賠」）の加入  
学生が安心してスポーツフィールド・プラクティカム等の教育・研究活動を行うためには、災害傷害保険である「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」と、賠償責任保険である「学研災付帯賠償責任保険(学研賠) [Aコース]」の加入が不可欠である。

※スポーツフィールド・プラクティカム中に実習生が被った災害については、同保険約款の範囲内で保険金が支払われる。また、スポーツフィールド・プラクティカム中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償は、学研災付帯賠償責任保険である「学研災付帯賠償責任保険(学研賠) [Aコース]」によって補償される。

2. 補償の対象となる主な場合（「付帯賠償責任保険」より。詳しくは約款を参照）

- (1) 対象となる活動中（往復を含む。以下同様。）に、次に掲げる事由により他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。以下同様。）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、毀損もしくは汚損）させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

イ、活動に伴い発生した偶然な事故

ロ、活動に伴って提供した財物（飲食物に限ります。）に起因する偶然な事故

- (2) 対象となる活動に伴って占有、使用または管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐取を含む）により、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

3. 補償の対象とならない主な場合（「付帯賠償責任保険」詳しくは約款を参照）

- (1) 被保険者の故意による事故
- (2) 被保険者の心神喪失に起因する事故
- (3) バイク・自動車・昇降機・航空機・船舶・車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故
- (4) 戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議による事故
- (5) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任事故
- (6) 地震・噴火・津波による事故
- (7) 生産物または仕事の瑕疵に起因する当該生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- (8) 排水・排気に起因する事故
- (9) 自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難など

4. 事故を起こした場合の対応

万一事故を起こした場合、速やかに指導教員、研修指導責任者に報告のうえ、指示を仰ぐとともに、教務課及び付帯賠償責任保険の「加入者のしおり」記載の保険会社損害課まで下記内容を連絡する。

連絡事項	内 容		
1) 事故の発生日、時刻	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
2) 事故発生場所	市 町		
3) 被害者の <sup>フリガナ</sup> 氏名・性別	<sup>フリガナ</sup> 氏名	男・女	
4) 被害者の生年月日・電話番号	年 月 日生	TEL	— —
5) 事故の原因			
6) 傷害の程度、損害の程度	傷病名：	全治 日間	
	被害品名：	被害額：	円

## V. スポーツフィールド・プラクティカム関係書類様式一覧

順	段階	様式No.	様式名	提出者→提出先	用途	チェック欄
①	指導教員協議	様式1	スポーツフィールド・プラクティカム計画書	参加学生 → 教務課	円滑に進めるために指導教員と計画書を作成	
②	受入協議	様式2	スポーツフィールド・プラクティカム要領	参加学生 → 受入機関	事前相談（認定）後に受入希望機関に提出	
		様式3	スポーツフィールド・プラクティカム受入お願い文（希望内容を含む）	参加学生 → 教務課 事前相談（認定後）→受入機関	事前相談（認定）後に受入希望機関に提出	
		様式4	スポーツフィールド・プラクティカム履歴書	参加学生 → 受入機関	受入機関を希望する場合は受入機関へ提出	
	事前相談		事前相談（認定） ※ 必要書類…様式3（コピー） ※ 実習開始希望日の2ヶ月以上前に教務課へ提出すること （教務課⇄委員会 ※Teamsにて審議）			
③	実習機関届出	様式5	スポーツフィールド・プラクティカム受入回答書 兼 実習機関届	参加学生 ⇄ 受入機関 参加学生（受入機関回答後） → 教務課	事前相談（認定）後に受入希望機関に提出し、内諾をいただく	
			実習機関届 ※ 必要書類…様式5（コピーをとり、控えとして保管しておくこと） ※ 実習開始希望日の1ヶ月以上前に教務課へ提出すること （教務課⇄委員会 ※Teamsにて審議）			
④	受入決定	様式6	スポーツフィールド・プラクティカム受入依頼文	教務課 → 受入機関	受入機関へ送付	—
		様式7	スポーツフィールド・プラクティカム受入承諾書	教務課 ⇄ 受入機関	受入機関へ送付 後日受取り、受入を承諾していただく	—
		様式8	スポーツフィールド・プラクティカムに関する協定書（案）	教務課 ⇄ 受入機関	必要に応じ、研究科と受入機関との間で協定を取り交わす。	—
		様式9	スポーツフィールド・プラクティカム誓約書	参加学生 → 受入機関	スポーツフィールド・プラクティカム開始時に提出	
	開始前	—	海外渡航届	参加学生 → 教務課	海外でスポーツフィールド・プラクティカムを実施する場合に提出	
⑤	実習中	—	スポーツフィールド・プラクティカム実習日誌	参加学生 → 教務課	スポーツフィールド・プラクティカム実施日ごとに作成し、終了後に提出	
⑥	実習終了後	様式10	スポーツフィールド・プラクティカム終了報告書	参加学生 → 受入機関 教務課	スポーツフィールド・プラクティカム終了後に提出	
		様式11	スポーツフィールド・プラクティカム評価書	教務課 ⇄ 受入機関	スポーツフィールド・プラクティカム終了後に提出	—

（注） 提出書類の内容に変更があった場合、即時教務課へ連絡をすること。（日程の変更等）

\*\*\*\*\*

〒520-0503

滋賀県大津市北比良1204番地

びわこ成蹊スポーツ大学大学院スポーツ学研究科

スポーツフィールド・プラクティカム担当（学務部教務課）

TEL : 077-596-8420

FAX : 077-596-8429

\*\*\*\*\*

## スポーツフィールド・プラクティカム計画書 (案)

学籍番号 ( )

氏 名 ( )

指導教員名 ( )

### 1. 期間

西暦 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ~ ( ) 月 ( ) 日

### 2. 実習先

1) 名 称 ( )

2) 郵便番号 ( )

3) 住 所 ( )

4) 電話番号 ( )

5) 担 当 者 ( )

### 3. 目的

### 4. 課題 (1~3 個の課題を簡潔に記載する)

1)

2)

3)

## スポーツフィールド・プラクティカム要領

**1. 実習の意義と目的**

課題解決能力向上に資するため学生・受入先・大学院の連携により実習を実施する。自らの研究課題や実践における課題に基づき、実習において実際に課題解決に取り組むことにより実践力を有した高度専門職業人として成長することを目指す。

**2. 実習単位と実習期間**

実習単位は1年次通年の2単位（事前研修・事後指導を含む）であるが、事前研修・実習機関先探索等を1年次より開始し、指導教員との相談の上、計画を立て準備を進める（「スポーツフィールド・プラクティカム計画書」を5月末までに作成し教務課に提出）。なお、実習期間については所定の期間は定めないが、原則として実習前後の指導を含め60時間以上の時間数を満たすように実習機関との協議の上、実施する。但し、様々な実習の形態（研究型、職業体験型、公募型、アスリート型等）が想定されるが、実習と他の授業が重複しないようにする（二重履修の禁止）。

**3. 実習機関の決定**

地方公共団体、教育機関、近隣府県のスポーツ関連企業、NPO法人及び民間のクラブ、各種競技団体等の受入機関、学生及び指導教員との間で事前協議し、決定する。

**4. 協定書**

「実施に関する協定書・覚書」については、個別に当該機関とスポーツ学研究科が協議する。

**5. 実習機関への謝礼金、実習生への報酬**

実習機関への謝礼金は支払わない。但し、実習に係る必要な経費は実習生が負担する。また、実習生への労働に対する報酬は原則支払われない。

**6. 保 険**

実習中の万一の事故に備えて、学生は、賠償責任保険、災害傷害保険に加入している。必要な場合には、任意保険に加入する。（加入している賠償責任保険の補償内容は、対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。）

**7. 守秘義務**

実習生は、スポーツフィールド・プラクティカム活動において知り得た企業・受入機関等に関する機密事項に関しては一切漏らしてはならない。

**8. スポーツフィールド・プラクティカム終了報告書**

スポーツフィールド・プラクティカム終了後、学生は「スポーツフィールド・プラクティカム終了報告書」を提出する。

**9. スケジュール（予定）**

スポーツフィールド・プラクティカム実習概要をもとに実習先の探索を行い、1年次の9月末迄に実習を終える。

西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

様

びわこ成蹊スポーツ大学大学院  
 スポーツ学部研究科 研究科長  
 (公 印 省 略)

スポーツフィールド・プラクティカム実習生の受入れについて (お願い)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本学の研究・教育活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本学は、教育方針の重要な柱として、社会のニーズに対応できる実践力のある人材の育成を掲げております。そのため、別紙「スポーツフィールド・プラクティカム要領」(様式2)のとおり、将来予想されるスポーツ関連の職業領域において、スポーツフィールド・プラクティカムを大学院生に課し、研究や実践における課題解決に取り組むことにより、学生の課題解決能力の向上、実践力を有した高度専門職業人としての成長をめざしております。本学といたしましては、スポーツフィールド・プラクティカムが実施できますよう、その受入れ先を探索しているところです。つきましては、要務何かとご多用のなか新たな負担をおかけすることになりますが、貴機関をスポーツフィールド・プラクティカム実習生の受入れ先として、ご内諾頂きますようよろしくお願い致します。

なお、受入れ期間、業務内容などをご記入頂き、別紙「スポーツフィールド・プラクティカム実習生受入れ回答書」(様式5)を下記あて西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までにいただければ幸いです。

《実習生名》

びわこ成蹊スポーツ大学大学院 スポーツ学研究科

学籍番号\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

住所 〒

\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

携帯電話 \_\_\_\_\_

《担当教員》

〒 520-0503 滋賀県大津市北比良 1204 番地

びわこ成蹊スポーツ大学大学院 (指導教員名) \_\_\_\_\_

TEL 077-596-\_\_\_\_\_ FAX 077-596-\_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

スポーツフィールド・プラクティカム実習の目的・課題

【目的】

【課題】（具体的な例を挙げて記載する）

希望時期等

実習予定	
実習内容（具体的な例を挙げて記載する）	



西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日現在

## 大学院スポーツフィールド・プラクティカム履歴書

ふりがな <b>びわこ たろう</b>	性 別
氏 名 <b>琵琶湖 太郎</b> (印)	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女
(学籍番号 <b>〇〇〇〇〇〇〇</b> )	
びわこ成蹊スポーツ大学大学院 スポーツ学研究科 <b>2</b> 年次生 (指導教員: <b>近江 まいこ</b> 印)	
西暦 <b>〇〇〇〇</b> 年 <b>〇</b> 月 <b>〇</b> 日生 (満 <b>〇</b> 歳)	

顔写真貼付  
(4.0 cm×3.0 cm)

スーツ着用  
単身胸から上  
スピード写真不可

ふりがな <b>〇〇けん 〇〇し 〇〇ちょう</b>	電話
現住所 〒(〇〇〇-〇〇〇〇)	市外局番(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
<b>〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇番地 〇号</b>	携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail
	<b>〇〇〇@g.bss.ac.jp</b>
上記以外の連絡先(帰省先等)〒( - )	電話
<b>休暇中に帰省等で現住所以外に滞在する場合のみ記入する</b>	市外局番(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

年	月	学歴・職歴
20〇〇	<b>3</b>	<b>〇〇県立〇〇高等学校普通科 卒業</b>
20〇〇	<b>4</b>	<b>〇〇〇〇大学 〇〇〇〇学部 入学</b>
20〇〇	<b>3</b>	<b>〇〇〇〇大学 〇〇〇〇学部 〇〇学科 〇〇コース 卒業</b>
20〇〇	<b>4</b>	<b>びわこ成蹊スポーツ大学大学院 スポーツ学研究科</b>
		<b>スポーツ学専攻修士課程 入学</b>
		<b>以上</b>

免許、資格等  
**(例) 中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)等**

スポーツフィールド・プラクティカム受入回答書

兼 実習機関届

びわこ成蹊スポーツ大学大学院  
スポーツ学研究科 研究科長 様

代表機関名：

所在地： 〒 \_\_\_\_\_

代表者： (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

下記の通り回答いたします。

記

上記と異なる 場合の 実習先名称	実習先名：			
	所在地： 〒 _____			
	代表者：(役職)		(氏名)	
実習担当責任者 (連絡先)	職名		氏名	
	TEL		FAX	
	E-mail			
書類送付先 (どちらかに○を付けてください)	代表機関 ・ 実習先			
期 間				
就業時間帯	※総時間数 _____ 時間 (60 時間以上) 休憩除く			
協定書	必要 _____ ・ 不要 _____ (学生は誓約書を提出しますが、別途大学との協定書が必要な場合は必要に○をしてください。)			

※ 誠に勝手ながら、西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに本人宛てにご返送願います。

学籍番号： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

指導教員氏名： \_\_\_\_\_

2026年3月19日

《実習先》

《役職》 《責任者》 様

びわこ成蹊スポーツ大学大学院

事務部 教務課

TEL 077-596-8420

FAX 077-596-8429

スポーツフィールド・プラクティカムに係る書類について（送付）

標題の件につきまして、下記のとおり送付させていただきますので、御査収くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1) 送付書類

- ・「スポーツフィールド・プラクティカム実習生受入れについて（依頼）〈様式6〉」
- ・「スポーツフィールド・プラクティカム実習生受入れ承諾書〈様式7〉」
- ・「スポーツフィールド・プラクティカム評価書〈様式11〉」

##### 2) 返送用封筒 …… 以下の書類の返送時にご使用下さい。

- ・「スポーツフィールド・プラクティカム実習生受入れ承諾書〈様式7〉」（実習前・実習中にご返送ください）
- ・「スポーツフィールド・プラクティカム評価書〈様式11〉」（実習終了後2週間以内にご返送ください）

## 参 考

様式 6

2026年3月19日

《実習先》

《役職》 《責任者》

びわこ成蹊スポーツ大学大学院  
スポーツ学研究科 研究科長 黒澤 寛己

### スポーツフィールド・プラクティカム実習生受入れについて（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本学の研究・教育活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度は、スポーツフィールド・プラクティカム実習生の受入れをご内諾いただき誠にありがとうございます。下記学生をスポーツフィールド・プラクティカム実習生としてご指導賜りますようお願いいたします。

つきましては、受入れをご承諾いただき、別紙スポーツフィールド・プラクティカム実習生受入れ承諾書をご返送下さいますようお願い申し上げます。

なお、事前打合せが実習日初日より早く実施されるなどの連絡事項がある場合は、大変申し訳なく存じますが、直接実習生に連絡していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 《受入れ機関》

機 関 名	《実習先》
担 当 者	《役職 1》 《担当者》 様

#### 《実習生氏名》

学籍番号	氏 名	期 間
《学籍番号》	《氏_名》	《期間》

※ スポーツフィールド・プラクティカムに関するご連絡・お問い合わせは次へお願いいたします。

〒520-0503 滋賀県大津市北比良 1204 番地

びわこ成蹊スポーツ大学大学院 指導教員： 《指導教員名》

TEL：077（596）8420《教務課》

**参 考**

様式 7

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

スポーツフィールド・プラクティカム実習生受入れ承諾書

びわこ成蹊スポーツ大学大学院

スポーツ学研究科 研究科長 黒澤 寛己 様

〒

所 在 地 :

\_\_\_\_\_

機 関 名 :

\_\_\_\_\_

代表者氏名 :

印

\_\_\_\_\_

下記学生を、スポーツフィールド・プラクティカム実習生として受入れます。

記

《実習生氏名》

学籍番号	氏 名	期 間
《学籍番号》	《氏__名》	《期間》

## 参 考

(元サイズ：A3)

## スポーツフィールド・プラクティカムに関する協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学大学院（以下「乙」という。）の間において、スポーツフィールド・プラクティカムについて、以下のとおり協定を締結する。

## 第1 実習生の受け入れ

甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及びスポーツ学に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

なお、甲が乙から受け入れる実習生の氏名、所属、実習期間は、別に定める手続により決定するものとする。

## 第2 実習時間

実習生が実習を行う曜日及び時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前〇〇時から午後〇〇時までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、所属長が別に定めることができる。

## 第3 報酬及び費用弁償

甲は、実習生に対して、賃金・報酬、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も原則行わない。

## 第4 実習生の身分・服務

- 1 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。
- 2 実習生は、実習時間中、職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、受入所属の長及び実習担当者の指導、指示に従わなければならない。
- 3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 4 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習指導者にその旨連絡しなければならない。

## 第5 誓約

実習生は、誓約書を、甲に提出しなければならない。

また、乙は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

## 第6 実習の中止

- 1 所属長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。
  - 一 実習生が、服務義務に反する行為を行ったとき。
  - 二 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はその恐れがあるとき。

三 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 所属長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を大学の代表者に通知するものとする。

## 第7 事故責任等

- 1 乙及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

## 第8 実習の証明

所属長は、乙から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

## 第9 その他

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

## 附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

西暦 年 月 日

甲 住所： \_\_\_\_\_

機関名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_ 印

乙 住所： 滋賀県大津市北比良1204番地

機関名： びわこ成蹊スポーツ大学大学院 スポーツ学研究科

代表者： 研究科長 黒澤 寛己

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
様

びわこ成蹊スポーツ大学大学院

スポーツ学研究科

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

## 誓 約 書

この度、私は貴機関でスポーツフィールド・プラクティカム実習生として実習することになりました。この上は、以下の事項を厳守し誠実に実習に取り組むことを誓います。

### 記

1. 実習先提出書類の記載内容は相違ありません。
2. 就業規則、その他の諸規則を固く守ります。
3. 機密や重要事項に関することを、実習期間終了後といえども一切他言しません。
4. 実習担当責任者の指揮および監督に従います。
5. 職場秩序を守り、実習生として品位品格を損なうことは致しません。
6. 無断で欠席、遅刻、早退は致しません。やむをえない場合は必ず実習担当責任者に連絡致します。
7. 業務の都合上、実習時間の変更および実習日の変更がある場合にも、これに従います。
8. 故意、又は重大な過失により損害を与えた時は、その責任を負います。
9. 実習に先立ち、学研災付帯賠償責任保険(学生教育研究賠償責任保険)および学生教育研究災害傷害保険を契約しています。必要ならば、任意保険を契約いたします。

以上



(2) 上手くできなかったこと・その理由

**【今後の課題】**

(1) 学生生活において

(2) 大学院修了後において

**【気付いたこと・分かったこと・学んだことなど（目的や課題以外で）】**

## スポーツフィールド・プラクティカム評価書

指導責任者	機関名	
	部署・職名	
	氏名	印

## 1. スポーツフィールド・プラクティカムの実施状況

学生氏名等	スポーツ学研究科 年次生	
	氏名	
実習期間	西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 (実働 日間)	
出欠状況	出席 日 / 欠席 日 / 遅刻 日 / 早退 日	

## 2. 参加学生の観点別評価

観点	評価のポイント	評価	コメント
実習態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>規律正しい態度で、スポーツフィールド・プラクティカム期間中の業務に支障がなかった。</li> <li>出勤時間を厳守した。</li> </ul>		
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場内においては良好な人間関係を形成していた。</li> <li>挨拶および会話時の対応。</li> </ul>		
積極性	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容に適応した行動をとり、かつ意欲的・積極的に取り組んでいた。</li> <li>ディスカッション時の発言等。</li> </ul>		
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>進捗状況の報告、業務の進め方等についての確な相談があった。</li> <li>意思疎通力。</li> </ul>		
マネジメント能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習課題に対して、問題解決に向けて適切なアプローチで検討を行えた。</li> </ul>		
理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容を適切に理解した。</li> </ul>		

※「コメント」については特記事項がありましたら記入してください。

<評価について>

5段階評価（優：A ← 普通：C → 劣：E）

- ・評価のポイントを参考にして、評価欄にA～Eの5段階評価（優：A ← 普通：C → 劣：E）を記入してください。
- ・実習終了時における各項目についての評価を記入してください。

### 3. 実習成果の評価

参加学生の実習成果全体の評価を A, B, C, D, E の 5 段階で行ってください。評価は参加学生から提出される「スポーツフィールド・プラクティカム終了報告書」、前項の観点別評価の結果などに基づいて総合的に行ってください。

参加学生の実習全般に関する所見

5 段階 評価	
------------	--

### 4. スポーツフィールド・プラクティカムの評価

びわこ成蹊スポーツ大学大学院が実施しているスポーツフィールド・プラクティカムの評価を下記の項目についてそれぞれ A, B, C, D, E の 5 段階で行ってください。

項目	評価のポイント ・評価のポイントを参考にして評価欄に A~E の 5 段階評価を記入してください。	評価	コメント
意義	・当初目的である参加学生の課題解決能力の向上に有用な制度であるか。		
貴機関への 貢献度	・貴機関の業務においてスポーツフィールド・プラクティカム参加学生の成果は有用であるか。		
指導教員の対応	・指導教員は貴機関と十分な連絡を取っていたか、および参加学生に対して事前に十分な指導を行ったか。 ・実習研修や研究を実施する上での参加学生へのケアは十分であったか。		

### 5. 特記事項

その他、スポーツフィールド・プラクティカムへのご意見や、びわこ成蹊スポーツ大学大学院への要望、次年度以降の受入継続の可能性等についてご記入ください。

--

# スポーツフィールド・プラクティカム 実習記録

実習機関名	
実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日

スポーツ学研究科	
学籍番号	
氏 名	
指導教員	



# 事前指導・事後指導 実施表

総日数：\_\_\_\_\_ 総時間数：\_\_\_\_\_

No.	日付	時間	時間数	確認印 ※指導教員	No.	日付	時間	時間数	確認印 ※指導教員
1	月 日 ( )	: ~ :			16	月 日 ( )	: ~ :		
2	月 日 ( )	: ~ :			17	月 日 ( )	: ~ :		
3	月 日 ( )	: ~ :			18	月 日 ( )	: ~ :		
4	月 日 ( )	: ~ :			19	月 日 ( )	: ~ :		
5	月 日 ( )	: ~ :			20	月 日 ( )	: ~ :		
6	月 日 ( )	: ~ :			21	月 日 ( )	: ~ :		
7	月 日 ( )	: ~ :			22	月 日 ( )	: ~ :		
8	月 日 ( )	: ~ :			23	月 日 ( )	: ~ :		
9	月 日 ( )	: ~ :			24	月 日 ( )	: ~ :		
10	月 日 ( )	: ~ :			25	月 日 ( )	: ~ :		
11	月 日 ( )	: ~ :			26	月 日 ( )	: ~ :		
12	月 日 ( )	: ~ :			27	月 日 ( )	: ~ :		
13	月 日 ( )	: ~ :			28	月 日 ( )	: ~ :		
14	月 日 ( )	: ~ :			29	月 日 ( )	: ~ :		
15	月 日 ( )	: ~ :			30	月 日 ( )	: ~ :		

※時間数は昼休み時間を除く。

日数小計：\_\_\_\_\_ 時間数小計：\_\_\_\_\_

# スポーツF・P 出勤表

総日数: \_\_\_\_\_ 総時間数: \_\_\_\_\_

No.	日付	時間	時間数	確認印	No.	日付	時間	時間数	確認印
1	月 日 ( )	: ~ :			16	月 日 ( )	: ~ :		
2	月 日 ( )	: ~ :			17	月 日 ( )	: ~ :		
3	月 日 ( )	: ~ :			18	月 日 ( )	: ~ :		
4	月 日 ( )	: ~ :			19	月 日 ( )	: ~ :		
5	月 日 ( )	: ~ :			20	月 日 ( )	: ~ :		
6	月 日 ( )	: ~ :			21	月 日 ( )	: ~ :		
7	月 日 ( )	: ~ :			22	月 日 ( )	: ~ :		
8	月 日 ( )	: ~ :			23	月 日 ( )	: ~ :		
9	月 日 ( )	: ~ :			24	月 日 ( )	: ~ :		
10	月 日 ( )	: ~ :			25	月 日 ( )	: ~ :		
11	月 日 ( )	: ~ :			26	月 日 ( )	: ~ :		
12	月 日 ( )	: ~ :			27	月 日 ( )	: ~ :		
13	月 日 ( )	: ~ :			28	月 日 ( )	: ~ :		
14	月 日 ( )	: ~ :			29	月 日 ( )	: ~ :		
15	月 日 ( )	: ~ :			30	月 日 ( )	: ~ :		

※時間数は昼休み時間を除く。

日数小計: \_\_\_\_\_ 時間数小計: \_\_\_\_\_

## スポーツF・P 活動内容

学籍番号		氏名	
月	日 ( 曜日 )	演習場所	
			開始時間 時 分
			終了時間 時 分
			参加時間 時間 分

	時間	業務内容	指導を受けた内容
演習内容			
一日を通じての感想・反省		<p>&lt;気づいた点や反省点、次への課題など&gt;</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	
指導担当者のコメント		<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;">指導担当者氏名 ( )</p>	

## ○びわこ成蹊スポーツ大学大学院学則

平成23年10月24日  
制定

## 第1章 総則

## 第1節 目的及び自己点検・評価

(目的)

第1条 びわこ成蹊スポーツ大学大学院(以下「大学院」という。)は、人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、創造的な知性と豊かな人間性を培うとともに、社会との自由かつ、緊密なる交流関係を深めながら、スポーツ科学に関する教育・研究を行い、もってスポーツに関わる実践的な高度専門職業人の育成と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い公表する。

2 前項の点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

## 第2節 組織

(研究科)

第3条 大学院に、次に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	修士課程

(入学定員及び収容定員)

第4条 研究科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	10人	20人
合計		10人	20人

## 第3節 教職員組織

(研究科長)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。

(教員組織)

第6条 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、びわこ成蹊スポーツ大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

2 前項に規定する教員の授業及び研究指導の担当資格については、別に定める。

## 第4節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため研究科委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第2章 大学院通則

## 第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学期ごとの授業の開始日及び終了日について変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 学園の創立記念日(4月20日)
  - (4) 春期休業日
  - (5) 夏期休業日
  - (6) 冬期休業日
- 2 学長は、必要に応じて、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

#### 第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第11条 修士課程の修業年限は、2年とする。

- 2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、第17条第1項及び第18条第1項の規定により入学を許可された者は、それぞれの在学すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)が、その旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。ただし、在学期間は、4年を超えることはできない。

#### 第3節 入学、再入学、休学、復学、転学、退学及び除籍等

(入学時期)

第12条 入学、転入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法施行規則の規定により大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
  - (3) 大学院において、大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (入学の出願)

第14条 大学院に入学を志願する者は、入学志願票に、別に定める書類及び第47条に定める検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考する。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学手続料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第17条 やむを得ない事由により大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。

(転入学)

第18条 他の大学院(外国の大学院を含む)に在学している者で、大学院への転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。

(休学)

第19条 疾病その他正当な事由により2月以上就学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができるが、通算2年を超えることはできない。

2 休学期間は、第11条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第22条 他の大学院に、入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第23条 外国の大学院へ留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項により留学した期間は、第11条に定める修業年限に含めることができる。

3 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、第31条の規定を準用する。

(退学)

第24条 退学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、委員会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第11条に定める在学期間を超えた者

(3) 第20条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明で修学できない者

(5) 死亡した者

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第26条 大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数については別表第1及び別表第2のとおりとし、履修方法等については、別に定める。

(授業の方法等)

第28条 授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより又は併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位)

第29条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認められるときは、他の大学院との協定に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得できる単位は15単位を超えない範囲とし、委員会の審議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、第33条の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、外国の大学院に留学し、修得した場合に準用する。

4 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導の委託)

第32条 教育上有益と認められるときは、委員会の審議を経て、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条 教育上有益と認められるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を委員会の審議を経て、研究科長が大学院入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えない範囲とし、第31条の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として大学院において修得したものとみなすことができる。

3 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第34条 成績の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(教育職員免許状)

第35条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

- (1) 中学校教諭専修免許状(保健体育)
- (2) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)

#### 第5節 修了及び学位

(修了認定及び修了の時期)

第36条 大学院に第11条の規定による修業年限以上在学し、第27条第2項別表第1に掲げる大学院共通科目から14単位、別表第2に掲げる大学院専門科目から16単位以上、計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者については、委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

2 修了に必要な所定の単位を1年間で修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査において特に優れた学位論文等として合格したときは、研究科委員会の意見を聴いたうえで、学長は、第11条の規定にかかわらず1年以上の在学期間をもって修了を認定することができる。

3 修了の時期は、学年の終わりとする。ただし、修了要件を満たしたときは、前期の終わりとするることができる。

(大学院における在学期間の短縮)

第37条 第33条の規定により大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位)

第38条 大学院の課程を修了した者には、次の区分により学位を学長が授与する。

研究科	専攻	授与する学位
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	修士(スポーツ学)

2 本学と外国の大学との協定に基づく大学院ダブルディグリープログラムの課程を修めた者には、修士(スポーツ学)の学位を学長が授与することができる。

3 前項の大学院ダブルディグリープログラムの課程については、協定大学ごとに別に定める。

4 学位の授与等に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 賞罰

(表彰)

第39条 優秀な学業成績を修め又は模範となる行為のあった学生に対しては、委員会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学生が、学則、諸規程及び諸指示を守らないときは、委員会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の懲戒のうち、退学については、次の各号に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由なくして出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第41条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志願する者がいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者がいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 大学院の学生以外の者で、大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院の学生以外の者で、大学院において一又は複数の授業科目について履修することを志願する者がいるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第45条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者がいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、単位互換履修生として入学を許可することができる。

2 単位互換履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 日本国籍を有しない者で、大学院において教育を受ける目的を持って入国し、大学院に入学を志願する者がいるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可し、単位を与えることがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第47条 大学院への入学志願者は、入学検定料として35,000円を納めなければならない。

(入学金及び授業料)

第48条 入学金及び授業料の額は次のとおりとする。

種別	金額
入学金	250,000円
授業料	年額 750,000円

2 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生の入学検定料、入学金及び授業料については、別に定める。

(授業料の納期)

- 第49条 授業料の納期は、各年度に係わる授業料については前期及び後期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 入学金の納期は入学時とし、授業料の納期は、前期分にあつては4月25日まで、後期分にあつては10月2日までとする。
- 3 大学院において、特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めるものとする。
- 4 前項の分納又は延納の期限等については、別に定める。
- 5 第11条第3項の規定により長期履修学生制度の適用を受けた場合の授業料等の納入方法については、別に定める。  
(その他の納付金)
- 第50条 実習費その他必要な費用は、別に徴収する。  
(復学等の場合の授業料)
- 第51条 学年の中途において復学した者の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。  
(休学の場合の授業料)
- 第52条 休学期間中の授業料は免除する。
- 2 前期又は後期の途中で休学した者は、休学が許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。
- 3 休学者は、月額2,500円に休学の日の属する月から復学の日の属する月までの月数を乗じた在籍料を納付しなければならない。  
(退学等の場合の授業料)
- 第53条 退学、転学する者は、その当該期までの授業料の全額を納入しなければならない。
- 2 休学期間中の退学、転学については、前項の規定を適用しない。  
(授業料の免除)
- 第54条 経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者、休学中の者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は授業料を分納して納入させることができる。
- 2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この学則は、文部科学大臣の認可の日(平成23年10月24日)から施行する。  
附 則(平成26年11月20日)  
この学則は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則(平成31年2月21日)
- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第34条の規定は、平成30年度以前の入学生にも遡及して適用する。
- 3 第36条の規定は、平成31年度の入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、従前の例による。  
附 則(令和2年2月27日)
- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に大学院ダブルディグリープログラムの課程に受け入れた学生は、改正後の第37条第2項及び第3項の規定により受け入れたものとみなす。  
附 則(令和3年2月25日)  
この学則は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則(令和4年2月24日)
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条別表第1、第36条及び第37条の規定は、令和4年度の入学生から適用し、令和3年度以前の入学生については、従前の例による。  
附 則(令和5年6月22日)  
この学則は、令和5年7月1日から施行する。
- 別表第1(第27条関係)  
大学院共通科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		授業方法
			必修	選択	
共通科目	スポーツ学研究法	1	2		講義
	特別研究Ⅰ	1	2		演習
	特別研究Ⅱ	1	2		演習
	特別研究Ⅲ	2	2		演習
	特別研究Ⅳ	2	2		演習
	アカデミックイングリッシュ	1	2		演習
	スポーツフィールド・プラクティカム	1	2		実習

別表第2(第27条関係)

大学院専門科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		授業方法
			必修	選択	
専門科目	スポーツ文化論特論	1		2	講義
	スポーツ文化論演習	1		2	演習
	発育発達特論	1		2	講義
	発育発達演習	1		2	演習
	地域スポーツ特論	1		2	講義
	地域スポーツ演習	1		2	演習
	野外スポーツ特論	1		2	講義
	野外スポーツ演習	1		2	演習
	学校スポーツ特論	1		2	講義
	学校スポーツ演習	1		2	演習
	健康教育特論	1		2	講義
	健康教育演習	1		2	演習
	臨床スポーツ医学特論	1		2	講義
	臨床スポーツ医学演習	1		2	演習
	スポーツマネジメント特論	1		2	講義
	スポーツマネジメント演習	1		2	演習
	トレーニング科学特論	1		2	講義
	トレーニング科学演習	1		2	演習
	コーチング特論	1		2	講義
	コーチング演習	1		2	演習
	スポーツ栄養特論	1		2	講義
	スポーツ栄養演習	1		2	演習
	スポーツ心理特論	1		2	講義
	スポーツ心理演習	1		2	演習
	スポーツバイオメカニクス特論	1		2	講義
	スポーツバイオメカニクス演習	1		2	演習

## ○びわこ成蹊スポーツ大学大学院履修規程

平成24年1月25日  
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、びわこ成蹊スポーツ大学大学院学則(平成23年10月24日制定)第27条の規定に基づき、授業科目の履修方法等について、必要な事項を定める。

(学期制)

第2条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学期ごとの授業の開始日及び終了日について変更することができる。

(教育課程)

第3条 びわこ成蹊スポーツ大学大学院(以下「大学院」という。)の授業科目は、大学院共通科目及び大学院専門科目に分類する。

- 2 大学院の授業科目は、必修科目及び選択科目に区分する。
- 3 授業の方法は、講義、演習、実習のいずれか又はこれらの併用による。

(授業科目及び単位数)

第4条 大学院における授業科目及び単位数は、学則に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、やむを得ない事情により開講しないことがある。

(授業時間)

第5条 大学院における時制は、次のとおり原則として1日5時制限とする。

- 第1時限 9時00分から10時40分まで
- 第2時限 10時50分から12時30分まで
- 第3時限 13時10分から14時50分まで
- 第4時限 15時00分から16時40分まで
- 第5時限 16時50分から18時30分まで

2 授業の時間は、1時限当たり100分を原則とする。

3 定期試験期間の時限と時間は、別に定める。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業と30時間の授業外学修をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間の授業と15時間の授業外学修をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した授業時間と授業外学修時間をもって1単位とする。

(指導教員)

第7条 入学を許可した学生には、研究計画に応じ、授業科目の履修指導及び学位論文の作成、又は特定の課題についての研究に対する指導(以下「研究指導」という。)を行うため、指導教員を定める。

2 指導教員は、研究指導担当の教員とする。ただし、必要に応じて他の研究指導担当の教員又は研究指導補助の教員を加えることができる。

3 学修上又は研究指導上必要がある場合は、指導教員を変更することができる。

(履修計画及び履修方法)

第8条 学生は、指導教員の指導により、当該年度において履修しようとする授業科目を決定し、指導教員の承認を得て、毎年度所定の期日までに研究科長に履修計画を届け出なければならない。

- 2 授業科目の履修にあたっては、第1年次において20単位以上を計画し、履修することを原則とする。
- 3 指導教員が研究指導上有益と認めた場合は、他の大学院との協定に基づく当該他の大学院の授業科目を履修することができる。
- 4 前項の規定により授業科目を履修し、修得した単位は、15単位を限度として、課程修了に必要な単位として認定することができる。

- 5 履修しようとする授業科目の追加、変更又は取消等、履修計画を変更する場合は、指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。  
(研究課題)
- 第9条 学生は、指導教員の指導により、修士論文又は特定の課題についての研究(以下「学位論文等」という。)の研究分野に従い指導を受けようとする研究課題を決定し、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。
- 2 研究課題を変更する場合は、指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。  
(学部授業科目の履修特例)
- 第10条 学生が資格取得(教育職員免許状等)を目的に、指導教員の承認を得て、研究科長に学部の授業科目の履修を願い出た場合は、別に定める授業科目に限り、学部長の承認を得て、学部の科目等履修生として、履修させることができる。  
(学位論文等の題目)
- 第11条 学生は、学位論文等の題目を、指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。  
(学位論文等の中間発表)
- 第12条 学生は、別に定めるところにより学位論文等の中間発表を行わなければならない。  
(学位論文等の提出)
- 第13条 学生は、学位論文等を、指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。
- 2 学位論文等は、課程修了に必要な30単位以上を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、各年度の研究事項について、指導教員による必要な研究指導が終了した者でなければ、提出することができない。
- 3 学生は、中間発表を行った者でなければ、学位論文等を提出することができない。  
(成績の評価)
- 第14条 学位論文の審査及び最終試験の成績の評価は、合及び否で表し、合を合格とする。
- 2 学位論文以外の成績の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。また、100点法による換算は、次のとおりとする。
- S 100点～90点
  - A 89点～80点
  - B 79点～70点
  - C 69点～60点
  - F 59点～0点
- (学位論文等の審査及び最終試験)
- 第15条 学位論文等の審査及び最終試験については、別に定めるところにより、研究科委員会が行う。
- 2 最終試験は、学位論文等を提出した者に対して行い、学位論文等の内容を中心として口頭試問により行う。  
(雑則)
- 第16条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会の審議を経て学長が別に定める。
- 附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年12月18日)  
この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 附 則(平成31年2月21日)
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第9条第2項の規定は、平成31年度以前の入学生にも遡及して適用する。  
附 則(令和3年2月25日)  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則(令和4年2月24日)
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条及び関係条項に定める「特定の課題についての研究」の適用は、令和5年度以降の入学生に適用し、令和4年度以前の入学生は、従前の例による。